

[令和6(2024)年4月1日施行]

(令和5(2023)年1月27日理事会決定)

学校法人 立 命 館

昭和26年2月23日

規程第17号

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

- 第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。
- 2 各学部の教育研究上の目的は、学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本 大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改 善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

環境都市工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

生命医科学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

総合心理学部

総合心理学科

食マネジメント学部

食マネジメント学科

グローバル教養学部

グローバル教養学科

2 前項に規定する国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科は、大学設置基準第50条に定める国際連携学科とする。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | | 入学定員 | 3年次編入学定 | 収容定員 |
|--------|---------|--------|-------|---------|-------|
| | | | | 員 | |
| 法学部 | 法学科 | 去学科 | | | 2,880 |
| 経済学部 | 経済学科 | | 760 | | 3,040 |
| 経営学部 | 経営学科 | | 650 | | 2,600 |
| | 国際経営学科 | | 145 | | 580 |
| | 計 | | 795 | | 3,180 |
| 産業社会学部 | 現代社会学科 | 現代社会専攻 | 760 | | 3,040 |
| | | メディア社会 | | | |
| | | 専攻 | | | |
| | | スポーツ社会 | | | |
| | | 専攻 | | | |
| | | 人間福祉専攻 | | | |
| | | 子ども社会専 | 50 | | 200 |
| | | 攻 | | | |
| | | 計 | 810 | | 3,240 |
| 文学部 | 人文学科 | | 1,035 | | 4,140 |
| 理工学部 | 電気電子工学科 | + | 154 | 12 | 640 |
| | 機械工学科 | | 173 | 10 | 712 |
| | 環境都市工学科 | ł | 166 | 4 | 672 |
| | ロボティクス学 | 2科 | 90 | 6 | 372 |
| | 数理科学科 | | 97 | | 388 |
| | 物理科学科 | | 86 | 2 | 348 |
| | 電子情報工学科 | ł | 102 | 8 | 424 |

| | 建築都市デザイン学科 | 91 | 4 | 372 |
|--------|---------------|-------|----|--------|
| | 計 | 959 | 46 | 3,928 |
| 国際関係学部 | 国際関係学科 | 335 | 0 | 1,340 |
| | アメリカン大学・立命館大学 | 25 | | 100 |
| | 国際連携学科 | | | |
| | 計 | 360 | | 1,440 |
| 政策科学部 | 政策科学科 | 410 | | 1,640 |
| 情報理工学部 | 情報理工学科 | 475 | 40 | 1,980 |
| 映像学部 | 映像学科 | 160 | | 640 |
| 薬学部 | 薬学科 | 100 | | 600 |
| | 創薬科学科 | 60 | | 240 |
| | 計 | 160 | | 840 |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 111 | | 444 |
| | 生物工学科 | 86 | | 344 |
| | 生命情報学科 | 64 | | 256 |
| | 生命医科学科 | 64 | | 256 |
| | 計 | 325 | | 1,300 |
| スポーツ健康 | スポーツ健康科学科 | 235 | | 940 |
| 科学部 | | | | |
| 総合心理学部 | 総合心理学科 | 280 | | 1,120 |
| 食マネジメン | 食マネジメント学科 | 320 | | 1,280 |
| 卜学部 | | | | |
| グローバル教 | グローバル教養学科 | 100 | | 400 |
| 養学部 | | | | |
| 合計 | | 7,904 | 86 | 31,988 |

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるほか、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究機構、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属

施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

- 第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。
- 2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。
- 3 各研究科に、研究科長を置く。
- 4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

- 第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手およびその他の職員を置く。
- 2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

- 第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。
- 2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

- 第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。
- 2 副学長は、学長が任命する。
- 3 副学長の任期は、3年とする。

(学長補佐)

- 第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。
- 2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。
- 3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

- 第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。
- 2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 教授
 - (2) 准教授
 - (3) 専任講師
- 3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる以外の教職員を出席させることができる。
- 4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代

行する。

- 5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。
- 6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。
 - (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止または変更に関する事項
 - (2) 学則および学部諸規程の制定または改廃に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
 - (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
 - (6) 学生の補導に関する事項
 - (7) 学生の定数に関する事項
 - (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- 7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。
- 9 この学則に定めるもののほか、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

- 第13条 本大学に、大学協議会(以下本条において「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 各学部教授会から選出された1人
 - (5) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項

- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるもののほか、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。 (教学委員会)
- 第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。
- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

- 第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年をふたつの学期に分け、春学期および秋学期とする。
 - (1) 春学期 4月1日から9月25日まで
 - (2) 秋学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

- 第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏期休暇
 - (5) 冬期休暇
 - (6) 春期休暇
- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。
- 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあっては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあっては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

- 第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。
 - (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の 指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

- 第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立 命館大学入学の出願および入学手続に関する規程(以下「入学の出願等に関する規程」という。)に 定める書類を添えて願い出なければならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合

- (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(入学者の選考)

- 第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。
- 2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。 (入学手続および入学許可)
- 第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学の資格)

- 第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。
 - (1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を 修了した者、または短期大学(外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定 された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。) を修了した者

(転入学の資格)

(2) 3年次

- 第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。
 - (1) 2年次 大学または専門職大学(外国の大学を含む。)に1年以上在学し、30単位以上修得した者
 - 大学または専門職大学(外国の大学を含む。)に2年以上在学し、60単位以上修得した者(学士入学の資格)
- 第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。
- 2 本大学の卒業生が卒業学部の他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれ を許可することがある。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除

籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

- 第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの 規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

- 第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

- 第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。
- 2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。 (授業科目の担当者の決定)
- 第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。 (授業の方法)
- 第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により 行う。
- 2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。
- 4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部 を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(単位計算方法)

- 第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、 15週の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第35条 各授業科目の授業は、学期ごとに15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

- 第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。
- 2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。
- 3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により 授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。
- 4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。 (単位の授与)
- 第36条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した 場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

- 第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学 との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本 大学における卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学(専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。)に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得した ものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学(いずれも外国の大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学 修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士 入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項 の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあっては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあっては30単位、3年次入学者にあっては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項にかかわらず、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあっては34単位、3年次入学者 にあっては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を 修了し3年次に転入学した者にあっては92単位を上限とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、薬学部の2年次入学者にあっては50単位、3年次入学者にあっては90単位を 上限とすることができる。
- 4 第1項にかかわらず、生命科学部の2年次入学者にあっては42単位、3年次入学者にあっては78単位を上限とすることができる。
- 5 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職課程科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前4項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあっては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条 第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数なら びに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍 (休学)

- 第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を 願い出ることができる。
- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は 前項の通算3年に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学または専門職大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

- 第49条 本大学の学生で、第4条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。
- 2 前項に定める転籍のほか、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生で、国際 関係学部教授会が定める事由により国際関係学科に転籍を志願する者については、国際関係学部教授 会の議を経て学期ごとの転籍を学長が許可することがある。ただし、入学後1学期間の在学を経た者 に限る。
- 3 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。
- 4 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍を志願する 者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

- 第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意に もとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。
- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

- 第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり 当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。
- 2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国 内交流派遣を許可することがある。
- 3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
 - (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
 - (2) 第18条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続)

第53条の2 この節に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続は、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

- 第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。
- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合に は、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

- 第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長 が科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

- 第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。
- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

- 第60条 他の大学または短期大学(外国の大学等を含む。)との協定等にもとづき、本大学の授業科目 の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを 外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

- 第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を第15条第2項に定める秋学期の授業料とし、秋学期授業料を同春学期の授業料とする。
- 2 前項の授業料は、納付金等別表3-1-1および納付金等別表3-1-2のとおりとする。
- 3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3-1-1および納付金等別表3-1-2に定める授業料の2分の1とする。
- 4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者(以下「長期履修生」という。)の授業料は、別に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中(休学を開始した学期を含む。)は、授業料に代えて納付金等 別表4-1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表4-2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第63条 削除

(科目等履修料等)

- 第64条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。
 - (1) 本大学の大学院学生が履修する場合(第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。)
 - (2) Study in Kansai Programを履修する場合
 - (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 3 科目等履修生は、納付金等別表5─1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。
- 4 前項にかかわらず、第2項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。 (聴講料等)
- 第64条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 聴講生は、納付金等別表5-2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料 および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手 数料規程に定める。

(特別履修料)

- 第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表5-3に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6 および第62条の7 にかかわらず、入学検

定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国 人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程 に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

- 第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。
- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。
 - (1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで
 - (2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで
- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。
- 4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む授業料、 科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合 は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

- 第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。
- 2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第10節 国際連携学科

(国際連携学科について定める事項)

- 第69条の2 第45条に定めるもののほか、第4条第1項のアメリカン大学・立命館大学国際連携学科に係る次の各号に掲げる事項については、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第35条の2、第46条、第53条、第57条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の6、第65条の2、第66条および第68条にかかわらず、別に定める。
 - (1) 学年および学期

- (2) 休業日
- (3) 入学の時期
- (4) 入学の出願
- (5) 入学者の選考
- (6) 成績
- (7) 休学
- (8) 除籍
- (9) 懲戒
- (10) 入学検定料
- (11) 入学金
- (12) 授業料
- (13) 在籍料
- (14) 納付金等の減免
- (15) 納付金等の納付
- (16) 納付金等の返還
- (17) その他国際連携学科に関する事項

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

- 第70条の2 本大学に、国際寮を置く。
- 2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を 経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附則

本学則は、昭和23年4月1日からこれを実施する。

附 則 (理工学部増設に伴う改正昭和24年2月21日認可)

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則(文学部専攻増設昭和25年3月1日認可および大学院設置昭和25年3月14日認可等に伴う 改正)

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則 (例規登録)

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(大学院研究科専攻増設に伴う改正昭和27年3月31日認可)

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(経済学部学科増設昭和28年1月31日認可および大学院専攻増設昭和28年3月31日認可 等に伴う改正)

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(大学院学則を分離したことに伴う改正)

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則(字句その他整備および一部改正)

本学則は、昭和31年11月30日から施行する。

附 則(文学部専攻増設昭和32年3月22日認可および経済学部規定、文学部規定および聴講生規 定中一部改正)

本学則は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則(法学部規定、外国人学生規定中一部改正)

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(法学部・経済学部定員変更ならびに総則および文学部規定中一部改正)

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則(総則、経済学部規定および文学部規定中一部改正)

この学則は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(教授会および大学協議会規定の整備に伴う改正)

この学則は、昭和35年9月1日からこれを適用する。

附 則(文学部規定および理工学部規定中一部改正)

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(経営学部増設に伴う改正昭和37年1月20日認可)

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(二部改組ならびに文学部および教員養成課程学則一部変更に伴う改正)

この学則は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則(経営学部二部増設および各学部科目増設変更に伴う改正)

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(産業社会学部増設に伴う改正および各学部科目変更に伴う改正)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(各学部規定のうち二部の随意外国語科目増設および二部文学部履修規定変更に伴う改 正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年8月22日転部制度廃止に伴う改正)

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者の転部は改正前の学則による。

附 則(法学部および経営学部専門科目ならびに文学部学芸員科目を置くことの改正)

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(文学部専門科目及び二部法・経済・経営・文各学部科目変更に伴う改正)

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年10月24日教授会民主化の制度化に伴う改正)

この学則は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項については昭和44年11月1日 から施行する。

附 則(昭和45年3月6日二部法・経済・文学部専門科目の一部改正)

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年4月10日経済・経営・文・理工学部規定中科目等の改正)

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月26日成績表示方法の改訂に伴う改正)

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者は改正前の学則による。 附 則(法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部ならびに理工学部の履修科目の整理と単位数の変更および外国語の単位数増に伴う改正)

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条 および第47条は昭和44年度入学生から、また、第57条は昭和45年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則 (二部理工学部の専門科目中の一部改正)

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(経済学部、二部文学部専門科目等の一部改正)

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第60条(4)ロ、化学科の履修科目は、昭和48年度入学生から適用する。

附 則(学部の学科の名称及び収容定員の一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(法学部、経済学部、経営学部一部の教職に関する専門科目の一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の専門科目中共通専門科目の一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(文学部二部の専門科目中固有専門科目の一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (理工学部一部の外国語科目中一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (理工学部一部専門科目中一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (理工学部一部の教科及び教職に関する専門科目の一部改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年1月14日法学部一部の一般教育科目の一部改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年1月14日産業社会学部の専門科目の特殊講義の科目表示及び単位数の一部改 正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度入学者から適用する。

附 則(昭和52年1月28日経済学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度1回生から適用する。

附 則(昭和52年3月25日法、経済、経営、文学部二部の一般教育、外国語、専門科目及び文学

部二部の教職科目の一部改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年11月12日経営学部一部専門科目の一部改正)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部一部の「外国語」随意科目の名称統一に伴う改正)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月20日理工学部一部、数学物理学科、化学科、専門科目中の単位数一部変更 に伴う改正)

この学則は、昭和52年12月23日より適用する。

附 則(昭和53年1月20日理工学部、機械工学科のカリキュラム改訂に伴う改正)

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則(昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の一般教育科目、外国語、 共通専門科目、固有専門科目の一部変更に伴う改正)

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則(昭和53年3月10日理工学部二部のカリキュラム改訂に伴う改正)

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則(昭和53年10月13日理工学部二部の随意外国語の一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。 附 則(昭和53年11月10日産業社会学部のカリキュラム改訂に伴う改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年度1回生から適用する。

附 則(昭和53年12月8日理工学部一部の随意外国語の一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。 附 則(昭和54年1月26日理工学部一部化学科専門科目の一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月23日文学部一部の専門科目履修に関する一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月23日理工学部二部の外国語および教職科目の一部改正)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度入学者から適用する。

附 則(昭和54年11月30日法学部一部の一般教育科目の特殊講義の単位数の改正および経済学部、経営学部、文学部、理工学部の一部の一般教育科目に特殊講義設置に伴う改正)

この学則は、昭和55年4月1日より施行する。ただし、昭和54年度以前の入学者にも適用する。

附 則(昭和54年11月30日第49条産業社会学部一般教育科目中、特殊講義の適用回生について

は、昭和53年度以前の入学者にも適用することに改める改正)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年2月8日経済学部一部の一般教育および専門科目の一部改正及び理工学部一部 数学物理学科の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月14日法・経済・理工学部の二部の専門科目並びに理工学部一部数学物理学 科・化学科の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、経済学部規定の改正については昭和55年度在 学生より適用する。

附 則(昭和55年4月11日法学部一部の専門科目、教職専門科目並びに文学部一部地理学科の専 門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年5月16日休業日に関する改正)

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年10月17日教職に関する専門科目、教育心理学、青年心理学の独立開設と条文の表現の統一及び科目名の統一と配列の一部改正)

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、昭和55年以前の入学者にも適用する。

附 則(昭和56年3月13日経営学部一部の専門科目履修単位数、理工学部一部数学物理学科並び に電気工学科専門科目増設、理工学部二部の専門科目単位数変更に伴う一部改正)

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、第60条(3)数学物理学科規程については昭和56年度在学生にも適用する。

附 則(1981年3月27日法、文学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則(1982年2月26日副学長の設置、経済学部一部の他学部受講科目の認定、理工学部一部機械工学科および土木工学科のカリキュラム変更、産業社会学部一部・理工学部一部および二部5 学部の随意外国語科目の変更に伴う改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、第32条(2)、第39条(2)、第46条(2)、第46条(2)、第46条(2)、第60条(2)および第63条(2)の随意外国語規定については1982年度在学生にも適用する。

附 則(1982年3月26日各学部の学士号を得るための一般教育科目の要件の一部改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、1981年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1982年6月11日本大学において取得できる教育職員免許状の種類および教科の明記等に伴う一部改正)

この学則は、1982年4月1日から適用する。

附 則(1983年2月25日理工学部化学科、工業化学課程選択科目の変更に伴う改正)

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則(1983年10月14日法学部一部の第二外国語科目増設に伴う一部改正)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則(1983年12月9日文学部一部の専門科目名変更および履修規程の一部改正)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則 (1984年1月27日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の教学改革に伴うカリキュラム改正)

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則(1984年3月23日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の外国語科目の一部改正)

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則(1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正)

この学則は、1984年4月1日から施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則(1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正)

この学則は、1984年4月1日から施行し、1983年度以前の入学者に適用する。

附 則(1984年4月27日法学部一部の外国語・クラス選択制の実施に伴う改正)

この学則は、1984年4月1日より適用し、1984年度入学の者より適用する。

附 則(1984年4月27日経済学部一部専門科目の一部改正)

この学則は、1984年度入学者より適用する。ただし、「演習 I (4単位)」、「演習 II・卒業論文 (8単位)」は、1982年度入学者より適用する。

附 則 (1984年4月27日法・経済・経営・産業社会・文学部一部の随意外国語の単位の表現の変 更および経済学部一部の随意外国語にスペイン語を、理工学部一部の随意外国語に露語を新設す ることに伴う改正)

この学則は、1984年4月1日から適用する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1984年6月8日収容定員の一部改正)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則(1984年10月22日入学資格に関する一部改正)

この学則は、1985年度入学試験より適用する。

附 則(1985年1月25日収容定員の一部改正)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則(1985年1月25日教職に関する専門科目の一部改正)

この学則は、1985年4月1日より施行し、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1985年2月22日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正)

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1985年2月22日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正)

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則(1985年3月8日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正)

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1985年3月8日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正)

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則(1985年3月22日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部一部の一般教育科目および保健体育科目の改正、経済学部一部の専門科目の一部改正、産業社会学部の他学部受講の規定化ならびに字句の整合)

この学則は、1985年4月1日から施行する。ただし、経済学部一部の「統計学」、産業社会学部の「比較社会論」、保健体育科目の改正を除いて1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1986年2月28日経済学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、1986年度入学者より適用する。

附 則(1986年2月28日経営学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、1986年度4月1日から施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1986年2月28日理工学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則(1986年2月28日法・経済・経営学部二部の学科目変更)

この学則は、1986年4月1日から施行する。ただし、1985年度以前の入学者については、改正前の 科目名に読替えるものとする。

附 則(1986年2月28日外国人留学生の外国語科目履修に関する改正)

この規程は、1986年4月1日から適用する。ただし、1985年度以前の入学生にも適用する。

附 則(1986年3月28日学年暦、除籍制度変更に伴う改正)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則(1986年3月28日法・経済・経営・産業社会・文・理工学部の一般教育科目の一部改正)

この学則は、1986年4月1日より施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1986年4月11日専任講師制度設置に伴う改正)

この学則は、1986年4月11日から施行する。

附 則(1986年5月30日理工学部一部数学物理学科数学課程カリキュラム改訂に伴う改正)

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則 (1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体 化に伴う改正)

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則(1986年5月30日現行学則が一般教育等を全学一括で実施していることと整合していないので、関係条文を整備するための改正)

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則(1986年6月13日「外国人留学生の既修得単位の取り扱いに関する規程」を新設することに伴う改正)

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則(1986年12月23日文部省認可理工学部一部情報工学科設置に伴う改正)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1986年12月23日文部省認可期間を付した学生定員増申請に伴う改正)

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定にかかわらず、1987年度から

1995年度までの間の毎年入学収容定員は次のとおりとする。

| | 学部または学科の種別 | 毎年入学収容定員 | | |
|-----|------------|----------|-----|--|
| | | 第1部 | 第2部 | |
| 法学部 | 法学科 | 650 | 200 | |
| 経済学 | 部経済学科 | 650 | 200 | |
| 経営学 | 部経営学科 | 650 | 200 | |
| 産業社 | 会学部産業社会学科 | 700 | | |
| 文学部 | 哲学科 | 120 | | |
| | 文学科 | 290 | | |
| | 史学科 | 200 | | |
| | 地理学科 | 90 | | |
| | 人文学科 | | 150 | |
| | 計 | 700 | 150 | |
| 理工学 | 数学物理学科 | 90 | | |

| 部 | 化学科 | 100 | |
|----|-------|------|-----|
| | 電気工学科 | 80 | |
| | 機械工学科 | 80 | |
| | 土木工学科 | 100 | |
| | 情報工学科 | 80 | |
| | 基礎工学科 | | 100 |
| | 計 | 530 | 100 |
| 合計 | | 3880 | 850 |

附 則(1986年12月23日文部省認可理工学部第一部情報工学科設置申請補正に伴う改正)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第4条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第29条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前の入学生にも適用する。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第36条および第37条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第36条については1986年度以前の入学生にも 適用する。第37条第4項のロについては1985年度および1986年度入学生にも適用する。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第43条、第44条および第45条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「最適化理論」「多国籍企業論」「国際比較経営論」「国際マーケティング論」「貿易商社論」は経営学系列、「会計情報システム論」は会計学系列、「国際産業論」は産業・商学系列、「国際取引法」は法学系列の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第44条第4項のニもまた同じ。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第49条および第50条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1987年2月13日理事会議案63号による第53条、第54条および第55条の変更)

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「外国文化(講読)」「比較思想」「現代思想」は哲学専攻、「外国文化(講読)」は心理学専攻、「外国文化(講読)」「現代文学論」「日本文化論」は日本文学専攻、「外国文化(講読)」は中国文学専攻、「外国文化(講読)」は英米文学専攻、「外国文化(講読)」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化(講読)」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化(講読)」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化(講読)」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化(講読)」「比較地誌学」は地理学専攻の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第54条第4項もまた同じ。

附 則(1987年9月18日理事会議案第26号による第19条の3の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則 (1987年9月18日理事会議案第26号による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、理工学部(第 1部)電気工学科、機械工学科以外の学部、学科の1988年度から1995年度までの間の入学収容定員及 び理工学部(第1部)電気工学科、機械工学科の1988年度から1996年度までの間の入学収容定員は、 次のとおりとする。

| 学部または学科の種類 | 毎年入学収容 | 定員 |
|--------------|--------|-----|
| | 第一部 | 第二部 |
| 法学部法学科 | 600 | 200 |
| 経済学部経済学科 | 600 | 200 |
| 経営学部経営学科 | 630 | 200 |
| 産業社会学部産業社会学科 | 700 | |
| 文学部哲学科 | 120 | |
| 文学科 | 290 | |
| 史学科 | 200 | |
| 地理学科 | 90 | |
| 人文学科 | | 150 |
| 計 | 700 | 150 |
| 理工学数学物理学科 | 90 | |
| 部 化学科 | 100 | |
| 電気工学科 | 100 | |
| 機械工学科 | 100 | |
| 土木工学科 | 100 | |
| 情報工学科 | 80 | |
| 基礎工学科 | | 100 |
| 計 | 570 | 100 |
| 国際関係学部国際関係学科 | 160 | |
| 合計 | 3,960 | 850 |

附 則 (1987年12月18日理事会議案第42号による第19条の2、第29条、第30条、第36条、第37条、第60条及び第61条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則(1987年12月18日理事会議案第42号による第43条、第44条及び第45条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、「国際貿易論」は1987年度入学生は国際産業 流通コース科目として、「途上国経済論」は経済学系列科目として1987年度以前の入学生にも適用す る。

附 則(1987年12月18日理事会議案第42号による第50条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則(1987年12月18日理事会議案第42号による第53条、第54条および第55条の変更)

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、第53条については1987年度の入学者にも、また第55条については1987年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1988年1月22日理事会議案第47号による第19条の2、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条、第47条、第56条、第57条、第63条及び第64条の変更)

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、1987年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則 (1988年2月12日理事会議案第52号。1987年12月23日文部省認可国際関係学部国際関係 学科設置に伴う変更)

この学則は1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず1988年度から期間を付した入学収容定員を定めたものを、1988年度から国際関係学部の入学収容定員を加えたものとして、次のとおりとする。

| | 学部または学科の種類 | 毎年入学 | 如容定員 |
|-----|------------|------|------|
| | | 第一部 | 第二部 |
| 法学部 | 法学科 | 600 | 200 |
| 経済学 | 部経済学科 | 600 | 200 |
| 経営学 | 部経営学科 | 630 | 200 |
| 産業社 | 会学部産業社会学科 | 700 | |
| 文学部 | 哲学科 | 120 | |
| | 文学科 | 290 | |
| | 史学科 | 200 | |
| | 地理学科 | 90 | |
| | 人文学科 | | 150 |
| | 計 | 700 | 150 |
| 理工学 | 数学物理学科 | 90 | |
| 部 | 化学科 | 100 | |

| 電気工学科 | 100 | |
|--------------|-------|-----|
| 电双工子杆 | 100 | |
| 機械工学科 | 100 | |
| 土木工学科 | 100 | |
| 情報工学科 | 80 | |
| 基礎工学科 | | 100 |
| 計 | 570 | 100 |
| 国際関係学部国際関係学科 | 160 | |
| 合計 | 3,960 | 850 |

附 則 (1988年3月30日理事会議案第77号による第33条、第40条、第47条、第56条及び第64条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則 (1988年7月22日理事会議案第28号及び1988年12月22日文部省認可による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規程にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

| | | | | | I |
|----|--------------------------|-----|------------|---------------|-----|
| 学部 | 学部または学科の 1989年度から毎年入学収容定 | | 第一部の期間付き入学 | 定員(入学収容 | |
| 種類 | | 員 | | 定員の内数)とその期 | 間 |
| | | 第一部 | 第二部 | | |
| 法学 | 部法学科 | 600 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 経済 | 学部経済学科 | 600 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 経営 | 学部経営学科 | 630 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 産業 | 社会学部産業 | 650 | | 1987年度~1988年度 | 100 |
| 社会 | :学科 | | | 1989年度~1995年度 | 50 |
| 文 | 哲学科 | 120 | | 1987年度~1995年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 290 | | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 部 | 史学科 | 200 | | 1987年度~1995年度 | 40 |
| | 地理学科 | 90 | | | |
| | 人文学科 | | 150 | | |
| | 計 | 700 | 150 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 90 | | 1987年度~1995年度 | 10 |
| 工 | 化学科 | 100 | | 1987年度~1995年度 | 20 |
| 学 | 電気工学科 | 100 | | 1988年度~1996年度 | 20 |

| 部 | 機械工学科 | 100 | | 1988年度~1996年度 | 20 |
|----|-------------|-------|-----|---------------|----|
| | 土木工学科 | 100 | | 1987年度~1995年度 | 20 |
| | 情報工学科 | 100 | | 1989年度~1997年度 | 20 |
| | 基礎工学科 | | 100 | | |
| | 計 | 590 | 100 | | |
| 国際 | · 関係学部国際 | 200 | | 1989年度~1997年度 | 40 |
| 関係 | 学科 | | | | |
| 合計 | | 3,970 | 850 | | |

附 則(1988年12月26日副総長制の確立に関わる寄附行為変更認可に伴う学則の一部変更) この学則は、1988年12月26日から施行する。

附 則(1989年1月27日理工学部第一部数学物理学科物理学課程カリキュラム改訂に伴う変更) この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1989年3月29日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1989年4月1日より施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則(1989年3月29日第二部一般教育の科目変更に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1989年7月28日理事会議案第22号及び1989年12月22日文部省認可による期間を付した 入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は1990年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

| 学部または学科の | 1990年度から毎年入学収容定 | | 第一部の期間付き入学定員(入学収容 |
|----------|-----------------|-----|--------------------------|
| 種類 | 員 | | 定員の内数)とその期間 |
| | 第一部 | 第二部 | |
| 法学部法学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | ~1998年度 100 |
| 経済学部経済学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | ~1998年度 100 |
| 経営学部経営学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | ~1998年度 70 |
| 産業社会学部産業 | 750 | | 1987年度~1988年度 100、1990年度 |
| 社会学科 | | | ~1998年度 100、1989年度~1995年 |
| | | | 度 50 |

| I | [| | | | |
|----|----------------|-------|-----|---------------|-----------|
| 文 | 哲学科 | 120 | | 1987年度~1995年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 290 | | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 部 | 史学科 | 200 | | 1987年度~1995年度 | 40 |
| | 地理学科 | 90 | | | |
| | 人文学科 | | 150 | | |
| | # | 700 | 150 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 100 | | 1987年度~1995年度 | 10、1990年度 |
| 工 | | | | ~1998年度 10 | |
| 学 | 化学科 | 110 | | 1987年度~1995年度 | 20、1990年度 |
| 部 | | | | ~1998年度 10 | |
| | 電気工学科 | 110 | | 1988年度~1996年度 | 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 | |
| | 機械工学科 | 110 | | 1988年度~1996年度 | 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 | |
| | 土木工学科 | 110 | | 1987年度~1995年度 | 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 | |
| | 情報工学科 | 110 | | 1989年度~1997年度 | 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 | |
| | 基礎工学科 | | 100 | | |
| | 計 | 650 | 100 | | |
| 国際 | · 関係学部国際 | 210 | | 1989年度~1997年度 | 40、1990年度 |
| 関係 | 学科 | | | ~1998年度 10 | |
| 合計 | _ | 4,410 | 850 | | |

附 則(1989年7月28日「平成元年4月7日」付け文部省高等教育局長通知における学則内容検討依頼への対応、教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請及び中学校専修免許状課程認定申請のための免許種別・設置科目の変更、「期間を付した入学定員」受入申請、第一部理工学部数学物理学科及び第一部経営学部におけるカリキュラム改革、条文各項目における表現上の統一に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則(1989年10月27日教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請免許種別の変更、産業社会 学部での社会福祉士国家試験受験資格取得に関する科目の新設、理工学部第一部数学物理学科、 土木工学科におけるカリキュラム改定に伴う変更) この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則(1989年12月22日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日より施行する。ただし、1989年度入学生より適用する。

付 則(1990年1月26日法学部カリキュラム整備に伴う専門科目一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度入学者から適用する。

附 則 (1990年1月26日保健体育講義の修得単位を4単位に変更することに伴う一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学生から適用する。

附 則(1990年3月9日経済学部第一部専門科目中第1類科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1988年度入学者から適用する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第27号及び1990年12月21日文部省認可による期間を付した 入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

| | D(*) = N = J = J | V 0 | | |
|----|--------------------------|------------|-------------------|-------------------------|
| 学部 | 学部または学科の 1991年度から毎年入学収容定 | | 第一部の期間付き入学定員(入学収容 | |
| 種類 | | 員 | | 定員の内数)とその期間 |
| | | 第一部 | 第二部 | |
| 法学 | 部法学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 100 |
| 経済 | 学部経済学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 100 |
| 経営 | 学部経営学科 | 700 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 70 |
| 産業 | 社会学部産業 | 830 | | 1989年度~1995年度 50、1991年度 |
| 社会 | :学科 | | | ~1999年度 80、1990年度~1998年 |
| | | | | 度 100 |
| 文 | 哲学科 | 120 | | 1987年度~1995年度 30 |
| 学 | 文学科 | 330 | | 1987年度~1995年度 50、1991年度 |
| 部 | | | | ~1999年度 40 |
| | 史学科 | 230 | | 1987年度~1995年度 40、1991年度 |
| | | | | ~1999年度 30 |
| | 地理学科 | 90 | | |
| | 人文学科 | | 150 | |

| | 計 | 770 | 150 | |
|----------|--------|-------|-----|-------------------------|
| 理 | 数学物理学科 | 100 | | 1987年度~1995年度 10、1990年度 |
| 工 | | | | ~1998年度 10 |
| 学 | 化学科 | 110 | | 1987年度~1995年度 20、1990年度 |
| 部 | | | | ~1998年度 10 |
| | 電気工学科 | 110 | | 1988年度~1996年度 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 |
| | 機械工学科 | 110 | | 1988年度~1996年度 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 |
| | 土木工学科 | 110 | | 1987年度~1995年度 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 |
| | 情報工学科 | 110 | | 1989年度~1997年度 20、1990年度 |
| | | | | ~1998年度 10 |
| | 基礎工学科 | | 100 | |
| | 計 | 650 | 100 | |
| 国際関係学部国際 | | 210 | | 1989年度~1997年度 40、1990年度 |
| 関係学科 | | | | ~1998年度 10 |
| 合計 | | 4,560 | 850 | |

附 則(1990年7月27日理事会議案第28号②及び1991年2月27日文部省認可による第19条の

- 3、第31条、第34条、第38条、第41条、第45条、第48条、第51条および第55条の変更)
- この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則(1991年1月11日理工学部第一部電気工学科および情報工学科専門科目の一部改正に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、電気工学科は1988年度入学者より適用し、情報工学科は1991年度入学者より適用する。

附 則(1991年1月11日外国留学認定科目に対応するための科目整備)

- この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。 附 則(1991年1月11日第二部の特修外国語科目の一部改正)
- この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。
 - 附 則 (1991年1月11日理事会議案第42号③及び1991年2月27日文部省認可による第34条、第41条、第48条および第58条の変更)
- この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則(1991年3月8日二部責任体制の改革に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則(1991年7月26日理工学部第一部電気工学科の学科名称および一部学科目名・単位数の変更に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

(理工学部第一部電気工学科の存続に関する経過措置)

理工学部第一部電気工学科は、改正後の学則の規定にかかわらず1992年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (1991年7月26日理事会議案第22号及び1991年12月20日文部省認可による期間を付した 入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員 は次のとおりとする。

| 141/1 | りとわりとりる。 | , | | |
|-------|-----------------------|-------|------|------------------------------|
| 学部 | 学部または学科の種類 1992年度から毎年 | | から毎年 | 第一部の期間付き入学定員(入学収容定員の内 |
| | | 入学収容定 | 三員 | 数)とその期間 |
| | | 第一部 | 第二部 | |
| 法学部 | 部法学科 | 750 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 100、1992年度~1999年度 50 |
| 経済 | 学部経済学科 | 750 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 100、1992年度~1999年度 50 |
| 経営 | 学部経営学科 | 750 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 70、1992年度~1999年度 50 |
| 産業 | 社会学部産業社会 | 830 | | 1989年度~1995年度 50、1990年度~1998 |
| 学科 | | | | 年度 100、1991年度~1999年度 80 |
| 文学 | 哲学科 | 120 | | 1987年度~1995年度 30 |
| 部 | 文学科 | 330 | | 1987年度~1995年度 50、1991年度~1999 |
| | | | | 年度 40 |
| | 史学科 | 230 | | 1987年度~1995年度 40、1991年度~1999 |
| | | | | 年度 30 |
| | 地理学科 | 130 | | 1992年度~1999年度 40 |
| | 人文学科 | | 150 | |
| | 計 | 810 | 150 | |
| 理工 | 数学物理学科 | 130 | | 1987年度~1995年度 10、1990年度~1998 |

| 学部 | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
|----|----------|------|-----|------------------------------|
| | 化学科 | 140 | | 1987年度~1995年度 20、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
| | 電気工学科 | 140 | | 1988年度~1996年度 20、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
| | 機械工学科 | 140 | | 1988年度~1996年度 20、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
| | 土木工学科 | 140 | | 1987年度~1995年度 20、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
| | 情報工学科 | 140 | | 1989年度~1997年度 20、1990年度~1998 |
| | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 30 |
| | 基礎工学科 | | 100 | |
| | 計 | 830 | 100 | |
| 国際 | 関係学部国際関係 | 230 | | 1989年度~1997年度 40、1990年度~1998 |
| 学科 | | | | 年度 10、1992年度~1999年度 20 |
| 合計 | | 4950 | 850 | |

附 則(1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更)

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則(1992年1月24日大学設置基準の改正および副専攻科目設置に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則(1992年1月24日「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成3年6月10 日文部省令第30号をもって公布され、平成3年7月1日から施行されたことによる変更)

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則 (1992年1月24日法学部第一部の専門科目の名称変更ならびに専門科目履修に関する一部 改正)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則(1992年1月24日経営学部の科目新設、他学部規定の改訂等に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第44条(4)経済学科目規定については、1992年 在学者についても適用する。

附 則(1992年1月24日国際関係学部の外国留学認定科目に対応するための科目整備等に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。但し、「外国留学科目」「外国留学特修科目」「異文化

間コミュニケーション(UBC)」「環太平洋研究(UBC)」「憲法」「比較政治論 I」「比較政治論 II」 「国際平和学 I」「国際平和学 II」「経済政策」「民族問題 I」「民族問題 II」「比較地域論 I」「比較地域論 I」「比較地域論 II」

附 則(1992年1月24日文学部の科目の改廃・名称変更・分野変更等による変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、副専攻実施に伴う規定は1990年度入学者から 適用する。

附 則(1992年1月24日二部法学部、経済学部、経営学部、文学部のカリキュラム整備に伴う専 門科目の一部変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則(1992年3月27日博物館実習料等の根拠規程を明確化するための変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則(1992年6月26日教育上有益なとき、9月入学を認めるための変更)

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則(1992年6月26日科目等履修生制度を新設するための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1993年1月22日理工学部第一部カリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。但し、第19条の2第3号および第60条に規定する科目および単位については1992年度以前の入学生にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1993年1月22日副専攻カリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加 して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1993年1月22日教職課程カリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加 して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1993年1月22日編入学制度の改革および科目等履修生の新設にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1992年6月26日理事会議案第15号、1993年5月28日理事会議案第17号・第20号、1993年6月25日理事会議案第32号および1993年9月24日理事会議案第46号並びに1993年12月21日文部省認可による入学定員等の変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

| 学部または学科の種類 | 1994年度からの入学定員 | | | 第一部の期間付き入学定員(入学定 | | |
|------------|---------------|------|------|------------------|-------|--|
| | 入学定員 | 編入学定 | 入学定員 | 員の内数) | とその期間 | |

| | | 員 | | | |
|----|----------|-----|----|-----|------------------------|
| | | 第一部 | 3 | 第二部 | |
| 法学 | 部法学科 | 730 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年 |
| | | | | | 度~1998年度 100、1992年度~ |
| | | | | | 1999年度 50 |
| 経済 | 学部経済学科 | 730 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年 |
| | | | | | 度~1998年度 100、1992年度~ |
| | | | | | 1999年度 50 |
| 経営 | 学部経営学科 | 700 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 50、1990年 |
| | | | | | 度~1998年度 70、1992年度~ |
| | | | | | 1999年度 50 |
| 産業 | 社会学部産業社会 | 820 | 40 | | 1989年度~1995年度 50、1990年 |
| 学科 | ŀ | | | | 度~1998年度 100、1991年度~ |
| | T | | | | 1999年度 80 |
| 文 | 哲学科 | 120 | | | 1987年度~1995年度 30 |
| 学 | 文学科 | 330 | 20 | | 1987年度~1995年度 50、1991年 |
| 部 | | | | | 度~1999年度 40 |
| | 史学科 | 230 | 15 | | 1987年度~1995年度 40、1991年 |
| | | | | | 度~1999年度 30 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | | 1992年度~1999年度 40 |
| | 人文学科 | | | 150 | |
| | 計 | 810 | 40 | 150 | |
| 理 | 数学物理学科 | 130 | | | 1987年度~1995年度 10、1990年 |
| エ | | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| 学 | | | | | 1999年度 30 |
| 部 | 化学科 | 140 | | | 1987年度~1995年度 20、1990年 |
| | | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | | 1999年度 30 |
| | 電気電子工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 20、1990年 |
| | | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | | 1999年度 30 |
| | 機械工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 20、1990年 |

| | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
|------------|-------|-----|-----|------------------------|
| | | | | 1999年度 30 |
| 土木工学科 | 130 | | | 1987年度~1995年度 20、1990年 |
| | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | 1999年度 30 |
| 情報工学科 | (*1) | | | 〔1989年度~1997年度 20、1990 |
| | [140] | | | 年度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | 1999年度 30〕 |
| 情報学科 | (*2) | | | 1989年度~1997年度 20、1990年 |
| | 260 | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | 1999年度 30 |
| 生物工学科 | 80 | | | |
| 環境システム工学 | 90 | | | |
| 科 | | | | |
| 基礎工学科 | | | 100 | |
| 計 | 1,110 | | 100 | |
| 国際関係学部国際関係 | 230 | 30 | | 1989年度~1997年度 40、1990年 |
| 学科 | | | | 度~1998年度 10、1992年度~ |
| | | | | 1999年度 20 |
| 政策科学部政策科学科 | 300 | 50 | | |
| 合計 | 5,430 | 265 | 850 | |

編入学定員は、3年次を原則とする。ただし、政策科学部の編入学定員は、1996年度からの定員である。

- (*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。なお、情報工学科は、在学生がいなくなるのを待って廃止する。
- (*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1993年9月24日理工学部第一部情報学科、生物工学科及び環境システム工学科設置による課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前入学者にも適用する。

附 則(1993年12月10日一般教育、外国語および教職課程ならびに法学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、産業社会学部、文学部第一部・第二部および 国際関係学部のカリキュラム改革に伴う変更) この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1994年3月25日聴講制度、科目等履修制度等に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1994年7月22日政策科学部政策科学科における免許状授与の所要資格を得させるための 課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。なお、1994年度入学者については、施行日以降の取得科目に限定して適用する。

附 則(1994年10月14日副専攻カリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則(1995年2月24日単位計算基準および科目の新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも追加して適用する。

附 則(1995年5月26日理事会議案第13号及び1995年12月22日文部大臣認可による昼夜開講制 にともなう変更および経過措置)

- 1 この学則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

| 学部または学科の種類 | 1996年度からの入 | | | 昼間主コースの期間付 | |
|-------------|------------|------|------|---------------|------|
| | 入学定員 | 編入学定 | 入学定員 | (入学定員の内数)と | その期間 |
| | | 員 | | | |
| | 昼間主 | コース | 夜間主コ | | |
| | | | ース | | |
| 法学部法学科 | 810 | 35 | 160 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 経済学部経済学科 | 810 | 35 | 50 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 経営学部経営学科 | 780 | 35 | 100 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | 1990年度~1998年度 | 70 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 産業社会学部産業社会学 | 820 | 40 | | 1987年度~1995年度 | 50 |

| | | ĺ | | ĺ | | |
|----|-----------|-------|----|-----|---------------|-----|
| 科 | | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1991年度~1999年度 | 80 |
| 文 | 哲学科 | 140 | | 40 | 1987年度~1995年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 360 | 20 | 40 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 部 | | | | | 1991年度~1999年度 | 40 |
| | 史学科 | 260 | 15 | 40 | 1987年度~1995年度 | 40 |
| | | | | | 1991年度~1999年度 | 30 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 計 | 890 | 40 | 120 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 130 | | | 1987年度~1995年度 | 10 |
| 工 | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| 学 | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| 部 | 化学科 | 140 | | | 1987年度~1995年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 電気電子工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 機械工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 土木工学科 | 130 | | | 1987年度~1995年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 情報学科 | 260 | | | 1989年度~1997年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 生物工学科 | 80 | | | | |
| | 環境システム工学科 | 90 | | | | |
| | 計 | 1,110 | | | | |
| 国際 | 関係学部国際関係学 | 230 | 30 | | 1989年度~1997年度 | 40 |
| 科 | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |

| | | | | 1992年度~1999年度 20 |
|------------|-------|-----|-----|------------------|
| 政策科学部政策科学科 | 300 | 50 | | |
| 合計 | 5,750 | 265 | 430 | |

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に、夜間主コースの定員を第二部の定員に読みかえる。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

3 以下に掲げる学部・学科の学生定員は、次の通りとし、在学する者がいなくなるまでの間存続する。

理工学部 第一部 情報工学科 入学定員80人 収容定員320人

法学部 第二部 法学科 入学定員200人 収容定員800人

経済学部 第二部 経済学科 入学定員200人 収容定員800人

経営学部 第二部 経営学科 入学定員200人 収容定員800人

文学部 第二部 人文学科 入学定員150人 収容定員600人

理工学部 第二部 基礎工学科 入学定員100人 収容定員400人

4 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次のとおりとする。

理工学部 第一部 情報工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

法学部 第二部 法学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経済学部 第二部 経済学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経営学部 第二部 経営学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、商業

文学部 第二部 人文学科

中学校教諭1種免許状 社会、国語、英語

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、国語、英語

理工学部 第二部 基礎工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

附 則(1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学部第 一部光工学科、ロボティクス学科の設置にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

| 学部または学科の種類 | | 1996年 | 度からの入 | .学定員 | 第一部の期間付き入学が | 定員(入学 |
|------------|-------------------|-------|---------|------|----------------|-------|
| | | 入学定員 | 編入学定 | 入学定員 | 定員の内数)とその期 | 間 |
| | | | 員 | | | |
| | | 第- | · 一部 | 第二部 | | |
| 法学 | 全部法学科 | 730 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 経済 | 等学部経済学科 | 730 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 経営 | 含学部経営学科 | 700 | 35 | 200 | 1987年度~1995年度 | 50 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 70 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| 産業 | 美社会学部産業社会学 | 820 | 40 | | 1989年度~1995年度 | 50 |
| 科 | | | | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1991年度~1999年度 | 80 |
| 文 | 哲学科 | 120 | | | 1987年度~1995年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 330 | 20 | | 1987年度~1995年度 | 50 |
| 部 | | | | | 1991年度~1999年度 | 40 |
| | 史学科 | 230 | 15 | | 1987年度~1995年度 | 40 |
| | | | | | 1991年度~1999年度 | 30 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 人文学科 | | | 150 | | |
| | 計 | 810 | 40 | 150 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 130 | | | 1987年度~1995年度 | 10 |
| エ | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| 学 | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| 部 | 化学科 | 140 | | | 1987年度~1995年度 | 20 |

| 1 | ı ı | I | I I |
|--------------|-------|-----|-------------------|
| | | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30 |
| 電気電子工学科 | 140 | | 1988年度~1996年度 20 |
| | | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30 |
| 機械工学科 | 140 | | 1988年度~1996年度 20 |
| | | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30 |
| 土木工学科 | 130 | | 1987年度~1995年度 20 |
| | | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30 |
| 情報工学科 | (*1) | | 〔1989年度~1997年度 20 |
| | [140] | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30〕 |
| 情報学科 | (*2) | | 1989年度~1997年度 20 |
| | 260 | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 30 |
| 生物工学科 | 80 | | |
| 環境システム工学科 | 90 | | |
| 光工学科 | 100 | | |
| ロボティクス学科 | 100 | | |
| 基礎工学科 | | | 100 |
| 計 | 1,310 | | 100 |
| 祭関係学部国際関係学 | 230 | 30 | 1989年度~1997年度 40 |
| | | | 1990年度~1998年度 10 |
| | | | 1992年度~1999年度 20 |
| 策科学部政策科学科 | 300 | 50 | |
| } | 5,630 | 265 | 850 |

- (*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。なお、情報工学科は、在学生がいなくなるのを待って廃止する。
- (*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則(1995年6月23日カナダ研究(UBC)新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。ただし、1994年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則 (1995年7月14日 理事会議案第26号及び1995年12月22日文部大臣認可による期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

| | 部または学科の種類 | | | | 八子足員は次のとおり 第一部の期間付き入学 | |
|--------|------------------|------|-----------|------------------|-------------------------------|-----|
| , | 即67016] 打 271年次 | | | | 定員の内数)とその期 | |
| | | 八十足貝 | 備ハチル 員 | 八十疋貝 | | lb1 |
| | | hts: | <u> </u> | <i>bb</i> : → ±π | | |
| 2.1.32 | the Market | 第- | | 第二部 | | |
| 法学 | 部法学科 | 730 | 35 | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経済 | 学部経済学科 | 730 | 35 | 200 | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経営 | 学部経営学科 | 700 | 35 | 200 | 1990年度~1998年度 | 70 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 産業 | 社会学部産業社会学 | 820 | 40 | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| 科 | | | | | 1991年度~1999年度 | 80 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 文 | 哲学科 | 120 | | | 1996年度~1999年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 330 | 20 | | 1991年度~1999年度 | 40 |
| 部 | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| | 史学科 | 230 | 15 | | 1991年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 40 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 人文学科 | | | 150 | | |
| | 計 | 810 | 40 | 150 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |

| 1 | 1 | 1 | ı | | I | |
|----|-----------|-------|-----|-----|----------------|------|
| 工 | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| 学 | | | | | 1996年度~1999年度 | 10 |
| 部 | 化学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 電気電子工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 機械工学科 | 140 | | | 1988年度~1996年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 土木工学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 情報工学科 | [140] | | | 〔1989年度~1997年月 | 麦 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30] |
| | 情報学科 | 260 | | | 1989年度~1997年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 生物工学科 | 80 | | | | |
| | 環境システム工学科 | 90 | | | | |
| | 基礎工学科 | | | 100 | | |
| | 計 | 1,110 | | 100 | | |
| 国際 | 関係学部国際関係学 | 230 | 30 | | 1989年度~1997年度 | 40 |
| 科 | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 20 |
| 政策 | 科学部政策科学科 | 300 | 50 | | | |
| 合計 | | 5,430 | 265 | 850 | | |

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則(1995年7月28日理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科設置による課程認定申請に

伴う変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則(1995年9月22日学校法人宇治学園との合併に伴う一部変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則(1995年12月8日文学部人文総合科学インスティテュート開設にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則(1996年3月22日法学部昼間主コースのカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。

附 則(1996年3月22日経済学部の専門科目増設に伴う一部変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前入学者にも当該設置科目を追加 して適用する。

附 則(1996年3月22日法学部、経済学部、経営学部、文学部の各夜間主コースにおける京都・ 大学センター単位互換制度導入に伴う一般教育科目の一部変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者に当該設置科目を追加 して適用する。

附 則(1996年3月22日昼夜開講制実施による社会人入学者の履修に関する規程新設等に伴う変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則(1996年7月12日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

| 学部または学科の種類 | 1997年 | 度からの入 | .学定員 | 昼間主コースの期間付 | き入学定員 |
|------------|-------|-------|------|---------------|-------|
| | 入学定員 | 編入学定 | 入学定員 | (入学定員の内数)と | その期間 |
| | | 員 | | | |
| | 昼間主 | コース | 夜間主コ | | |
| | | | ース | | |
| 法学部法学科 | 810 | 35 | 160 | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経済学部経済学科 | 810 | 35 | 50 | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経営学部経営学科 | 780 | 35 | 100 | 1990年度~1998年度 | 70 |

| 1 | | 1 | 1 | | | |
|----|-------------------|-----|----|-----|---------------|-----|
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 産業 | É社会学部産業社会学 | 820 | 40 | | 1990年度~1998年度 | 100 |
| 科 | | | | | 1991年度~1999年度 | 80 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 文 | 哲学科 | 140 | | 40 | 1996年度~1999年度 | 30 |
| 学 | 文学科 | 360 | 20 | 40 | 1991年度~1999年度 | 40 |
| 部 | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| | 史学科 | 260 | 15 | 40 | 1991年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 40 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 計 | 890 | 40 | 120 | | |
| 理 | 数学物理学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| 工 | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| 学 | | | | | 1996年度~1999年度 | 10 |
| 部 | 化学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 電気電子工学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 機械工学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 土木工学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 情報学科 | 260 | | | 1989年度~1997年度 | 20 |
| | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | 生物工学科 | 80 | | | | |
| | 環境システム工学科 | 90 | | | | |

| | 光工学科 | 100 | | | | |
|----|-----------|-------|-----|-----|---------------|----|
| | ロボティクス学科 | 100 | | | | |
| | 計 | 1,310 | | | | |
| 国際 | 関係学部国際関係学 | 230 | 30 | | 1989年度~1997年度 | 40 |
| 科 | | | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 20 |
| 政策 | 科学部政策科学科 | 300 | 50 | | | |
| 合計 | | 5,950 | 265 | 430 | | |

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に読みかえる。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部および政策科学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1996年10月25日理工学部第二部基礎工学科廃止および理工学部第一部名称変更にともなう学則変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

(立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置)

立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1996年11月22日「博物館法施行規則の一部を改正する省令」(平成8年文部省令第28号)に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

但し、施行の前に、下表の旧学則に掲げる科目の単位を修得した者は、新学則に掲げる科目の単位を 修得したものとみなす。

| 旧学則 | 新学則 |
|----------|------------|
| 社会教育概論 2 | 生涯学習概論 2 |
| 博物館学 I 2 | 博物館概論 2 |
| 博物館学Ⅱ 2 | 博物館学各論 I 2 |

| | 博物館学各論Ⅱ 2 | |
|---------|------------|---|
| 視聴覚教育 2 | 視聴覚教育メディア論 | 2 |

附 則(1997年2月28日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加 して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1997年2月28日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加 して適用し、詳細は別途定める。

附 則(1997年2月28日国際関係学部カリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則 (1997年2月28日経済・経営学部のカリキュラム改革に関わる一般教育科目増設・副専攻に関する変更、ならびに一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻に関する変更については1996年度入学者から適用する。

附 則 (1997年2月28日文学部および理工学部における他学科受講による教育職員免許状の種類と教科の取り扱いに関する変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にも適用し、詳細は別途定める。

附 則(1997年2月28日入学前修得単位の認定限度に関する変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1997年4月25日産業社会学部社会調査士プログラム新設に伴う変更)

この学則は、1997年4月25日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則(1997年6月27日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

| 学部ま | たは学科の種類 | 1998年 | 度からのみ | 、学定員 | 昼間主コースの期間 | 付き入学定 |
|-----|---------|-------|-------|------|------------|-------|
| | | 入学定員 | 編入学定 | 入学定員 | 員(入学定員の内数) | とその期 |
| | | | 員 | | 間 | |
| | | 昼間主 | コース | 夜間主コ | | |
| | | | | ース | | |

| l | | | | 1 | |
|----------|------------|-----|----|------------------|-----|
| 法字 | 部法学科 | 810 | 35 | 1601990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経済 | 学部経済学科 | 810 | 35 | 50 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経営 | 学部経営学科 | 780 | 35 | 1001990年度~1998年度 | 70 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 50 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 産業 | 社会学部産業社会学科 | 820 | 40 | 1990年度~1998年度 | 100 |
| | | | | 1991年度~1999年度 | 80 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 文学 | 哲学科 | 140 | | 401996年度~1999年度 | 30 |
| 部 | 文学科 | 360 | 20 | 401991年度~1999年度 | 40 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| | 史学科 | 260 | 15 | 401991年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 40 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 計 | 890 | 40 | 120 | |
| 理工 | 数学物理学科 | 130 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| 学部 | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 10 |
| | 化学科 | 140 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 電気電子工学科 | 140 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 機械工学科 | 140 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 土木工学科 | 120 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| <u> </u> | 上/ト上ナ行 | 130 | | 1990十段~1990年度 | 10 |

| | Ì | ĺ | ĺ | | 1 |
|--------------|-------|-----|-----|---------------|----|
| | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| 情報学科 | 260 | | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 30 |
| | | | | 1998年度~1999年度 | 20 |
| 生物工学科 | 80 | | | | |
| 環境システム工学科 | 90 | | | | |
| 光工学科 | 100 | | | | |
| ロボティクス学科 | 100 | | | | |
| 計 | 1,310 | | | | |
| 国際関係学部国際関係学科 | 230 | 30 | | 1990年度~1998年度 | 10 |
| | | | | 1992年度~1999年度 | 20 |
| | | | | 1998年度~1999年度 | 40 |
| 政策科学部政策科学科 | 300 | 50 | _ | | |
| 合計 | 5,950 | 265 | 430 | | |

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コース の欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則(1997年9月26日産業社会学部の社会人入学者の履修に関する取り扱いの新設)

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年4月1日から適用する。ただし、1996年度社会人 入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則 (1998年2月27日一般教育・基礎科目・基礎教育科目、特修外国語、副専攻科目のカリキュラム改革等に伴う一部変更および総合人間学プログラムの新設に伴う変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者に も適用することとし、詳細は別に定める。

附 則(1998年2月27日経済学部昼間主コース、経営学部昼間主コースおよび理工学部における インスティテュート設置に伴う変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1998年2月27日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者に も適用することとし、詳細は別途定める。 附 則(1998年2月27日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者に も適用することとし、詳細は別途定める。

附 則(1997年2月27日基礎科目の分野表示の廃止、外国語教育改革および副専攻の履修単位の変更に伴う第50条の一部変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、選択外国語の自由選択での認定については 1997年度以前の入学者にも適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については、別途定める。

附 則(1998年2月27日国際行政コース設置および各コースのカリキュラム改革などにともなう変更)

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者から適用する。ただし、選択外国語の自由選択としての認定については、1997年度以前の入学者にも適用し、専門外国語科目の変更については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻の単位認定の変更は、1998年度入学者から適用する。

附 則(1998年2月27日政策科学部のカリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1998年2月27日文学部カリキュラム改訂等に伴う改正)

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者以前の入学者にも適用する。ただし、「4回生演習・卒業論文」に関しては、1995年度以降の入学者より適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については別途定める。

附 則(1998年2月27日理工学部のカリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年度入学者より適用し、詳細は別途定める。

附 則(1998年2月27日総合人間学プログラムの新設にともなう一部変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者にも適用する。

附 則(1998年3月27日一般教育の分野区分の廃止、外国語教育の改編、全学・学部副専攻履修 単位の変更、および選択外国語科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、一般教育の分野区分の廃止は1994年度以降の入学者にも適用し、選択外国語科目の設置に伴う一部変更は1997年度以前の入学者にも適用する。なお、副専攻履修単位の変更の適用は別途定める。

附 則(1998年5月22日産業社会学部および文学部地理学科における昼夜開講制実施に伴う学則変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

| 学部また | 上は学科の種類 | 1999年度からの入学定員 | | | 昼間主コースの期間付 | 入学定 |
|------|---------------|---------------|-------|--------|---------------|------|
| | | 入学定員 | 編入学定員 | 入学定員 | 員(入学定員の内数) | とその |
| | | 昼間目 | 主コース | 夜間主コース | 期間 | |
| 法学部法 | 学科 | 810 | 35 | 160 | 1990年度~1998年度 | 100、 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経済学部 | I 経済学科 | 810 | 35 | 50 | 1990年度~1998年度 | 100、 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50, |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 経営学部 | 経営学科 | 780 | 35 | 100 | 1990年度~1998年度 | 70、 |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 50、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 産業社会 | 学部産業社会 | 820 | 40 | 100 | 1990年度~1998年度 | 100、 |
| 学科 | | | | | 1991年度~1999年度 | 80、 |
| | T | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| 文学部 | 哲学科 | 140 | | 40 | 1996年度~1999年度 | 30 |
| | 文学科 | 360 | 20 | 40 | 1991年度~1999年度 | 40、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 50 |
| | 史学科 | 260 | 15 | 40 | 1991年度~1999年度 | 30、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 40 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | 40 | 1992年度~1999年度 | 40 |
| | 計 | 890 | 40 | 160 | | |
| 理工学部 | 数学物理学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10, |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30, |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 10 |
| | 化学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10, |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 電気電子工学 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10、 |
| | 科 | | | | 1992年度~1999年度 | 30、 |
| | | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 機械工学科 | 140 | | | 1990年度~1998年度 | 10、 |

| ı | 1 1 | ı | i | | 1 | |
|------|--------|-------|-----|-----|---------------|-----|
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30, |
| | | | | | 1997年度~1999年度 | 20 |
| | 土木工学科 | 130 | | | 1990年度~1998年度 | 10、 |
| | | ı | | | 1992年度~1999年度 | 30、 |
| | | | | | 1996年度~1999年度 | 20 |
| | 情報学科 | 260 | | | 1990年度~1998年度 | 10, |
| | | | | | 1992年度~1999年度 | 30, |
| | | | | | 1998年度~1999年度 | 20 |
| | 生物工学科 | 80 | | | | |
| | 環境システム | 90 | | | | |
| | 工学科 | | | | | |
| | 光工学科 | 100 | | | | |
| | ロボティクス | 100 | | | | |
| | 学科 | | | | | |
| | 計 | 1,310 | | | _ | |
| 国際関係 | 学部国際関係 | 230 | 30 | | 1990年度~1998年度 | 10、 |
| 学科 | | | | | 1992年度~1999年度 | 20、 |
| | | | | | 1998年度~1999年度 | 40 |
| 政策科学 | 部政策科学科 | 300 | 50 | | | |
| 合計 | | 5,950 | 265 | 570 | | |

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

理工学部情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則(1998年7月24日大学コンソーシアム京都単位互換科目の単位数対応に伴う一部変更) この学則は、1998年7月24日から施行し、1998年4月1日から適用する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用する。

附 則(1998年7月24日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更) この学則は、1999年4月1日から施行する。

| 学部または学科の種類 | 1999年度からの入学定員 | | | 昼間主コースの期間付き入 |
|------------|---------------|-------|--------|--------------|
| | 入学定員 | 編入学定員 | 入学定員 | 学定員(入学定員の内数) |
| | 昼間主コース | | 夜間主コース | とその期間 |

| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | · 24. | 010 | 0.5 | 1001000年度,1000年度 |
|--------------------------------------|--------|-----|-----|--------------------|
| 法学部法 | 子件 | 810 | 35 | 160 1992年度~1999年度 |
| | | | | 50、1996年度~1999年度 |
| | | | | 50、1999年度 100 |
| 経済学部 | 経済学科 | 810 | 35 | 50 1992年度~1999年度 |
| | | | | 50、1996年度~1999年度 |
| | | | | 50、1999年度 100 |
| 経営学部 | [経営学科 | 780 | 35 | 100 1992年度~1999年度 |
| | | | | 50、1996年度~1999年度 |
| | | | | 50、1999年度 70 |
| 産業社会 | 学部産業社会 | 820 | 40 | 1991年度~1999年度 |
| 学科 | | | | 80、1996年度~1999年度 |
| | | | | 50、1999年度 100 |
| 文学部 | 哲学科 | 140 | | 401996年度~1999年度 30 |
| | 文学科 | 360 | 20 | 40 1991年度~1999年度 |
| | | | | 40、1996年度~1999年度 |
| | | | | 50 |
| | 史学科 | 260 | 15 | 40 1991年度~1999年度 |
| | | | | 30、1996年度~1999年度 |
| | | | | 40 |
| | 地理学科 | 130 | 5 | 1992年度~1999年度 40 |
| | 計 | 890 | 40 | 120 |
| 理工学部 | 数学物理学科 | 130 | | 1992年度~1999年度 |
| | | | | 30、1996年度~1999年度 |
| | | | | 10、1999年度 10 |
| | 化学科 | 140 | | 1992年度~1999年度 |
| | | | | 30、1996年度~1999年度 |
| | | | | 20、1999年度 10 |
| | 電気電子工学 | 140 | | 1992年度~1999年度 |
| | 科 | | | 30、1997年度~1999年度 |
| | | | | 20、1999年度 10 |
| | 機械工学科 | 140 | | 1992年度~1999年度 |
| | | | | 30、1997年度~1999年度 |

| 1 | 1 | ı ı | ĺ | | 1 |
|------|--------|-------|-----|-----|------------------|
| | | | | | 20、1999年度 10 |
| | 土木工学科 | 130 | | | 1992年度~1999年度 |
| | | | | | 30、1996年度~1999年度 |
| | | | | | 20、1999年度 10 |
| | 情報学科 | 260 | | | 1992年度~1999年度 |
| | | | | | 30、1998年度~1999年度 |
| | | | | | 20、1999年度 10 |
| | 生物工学科 | 80 | | | |
| | 環境システム | 90 | | | |
| | 工学科 | | | | |
| | 光工学科 | 100 | | | |
| | ロボティクス | 100 | | | |
| | 学科 | | | | |
| | 計 | 1,310 | | | |
| 国際関係 | 学部国際関係 | 230 | 30 | | 1992年度~1999年度 |
| 学科 | | | | | 20、1998年度~1999年度 |
| | | | | | 40、1999年度 10 |
| 政策科学 | 部政策科学科 | 300 | 50 | | |
| 合計 | | 5,950 | 265 | 430 | |

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コース の欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1999年1月22日法学部・経済学部・経営学部・産業社会学部および文学部夜間主コースにおける、外国語科目の再整理、認定用科目の追加に伴う学則変更)

本学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、科目受講に関しては、1992年度入学生から適用する。

附 則(1999年1月22日政策科学部副専攻「教育学コース」導入に伴う変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則 (1999年3月26日新昼夜開講制に伴う学部専門科目の別表化に伴い、「放送大学科目」の 学則上の扱いの変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則(1999年3月26日法学部昼間主コースカリキュラム改革並びに夜間主コース抜本改革の実施に伴う変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも 適用することとし、詳細は別途定める。

附 則(1999年3月26日経済学部新昼夜開講制導入による受講制度改正に伴う変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも 適用することとし、詳細は別途定める。

附 則(1999年3月26日経営学部新昼夜開講制導入による受講制度改革に伴う変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも 適用することとし、詳細は別途定める。

附 則(1999年3月26日国際関係学部専門外国語等のカリキュラム改革等に伴う一部変更) この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にもその一部を適用する こととし、その適用範囲については別に定める。

附 則(1999年3月26日基礎科目(理工学部)の単位数の一部変更および理工学部他学部受講制 度導入に伴う変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし第19条の2については1998年度入学生より、第61条については1992年度入学生より、第61条の2については1998年度入学生より適用する。

附 則(1999年4月23日産業社会学部ボランティアコーディネーター養成プログラム開設に伴う一部変更)

この学則は1999年4月23日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にも適用することとする。 なお、その適用の範囲は別途定める。

附 則(1999年5月28日理工学部化学科および生物工学科の学科名称および一部科目名・単位数の変更に伴う一部変更)

この学則は2000年4月1日から施行する。

2 (理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置)

理工学部化学科および生物工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1999年6月25日副専攻カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は1999年6月25日から施行し、1999年4月1日から適用する。ただし、1997年度以前の入 学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則(1999年7月9日理工学部数理科学科および物理科学科設置に伴う一部変更) この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 (理工学部数学物理学科の存続に関する経過措置)

理工学部数学物理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1999年7月9日期間を付した入学定員の廃止に伴う私立大学の恒常的入学定員の増加および期間を付した入学定員の設定に係る学則変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

| | 316条の規定に次 は学科の種類 | 2000年度か | | | | 昼間主コー | |
|--------|---------------------|---------|------|----------|------|--------|------|
| | | 入学定 | 員 | 編入学定 | 入学定員 | 間付入学定 | Z員(入 |
| | | | | | | 学定員の内 | |
| | | | 主コース | <u> </u> | 夜間主コ | その年度 | |
| | | | , | | ース | | |
| 法学部法学科 | | | 800 | 35 | 160 | | |
| | | 2001年度 | | | | | |
| | | 2002年度 | | | | | |
| | | 2003年度 | | | | | |
| 経済学部経済 | | 2000年度 | 790 | 35 | 50 | 2000年度 | 80 |
| | | 2001年度 | 770 | | | 2001年度 | 60 |
| | | | 750 | | | 2002年度 | 40 |
| | | 2003年度 | 730 | | | 2003年度 | 20 |
| 経営学部経営 | 2学科 | 2000年度 | 763 | 35 | 100 | 2000年度 | 68 |
| | | 2001年度 | 746 | | | 2001年度 | 51 |
| | | 2002年度 | 729 | | | 2002年度 | 34 |
| | | 2003年度 | 712 | | | 2003年度 | 17 |
| 産業社会学部 | 邓産業社会学科 | 2000年度 | 789 | 40 | 100 | 2000年度 | 129 |
| | | 2001年度 | 752 | | | 2001年度 | 92 |
| | | 2002年度 | 716 | | | 2002年度 | 56 |
| | | 2003年度 | 679 | | | 2003年度 | 19 |
| 文学部 | 哲学科 | 2000年度 | 140 | 0 | 40 | 2000年度 | 30 |
| | | 2001年度 | 110 | | | | |
| | | 2002年度 | | | | | |
| | | 2003年度 | | _ | | | |
| | 文学科 | 2000年度 | 350 | 20 | 40 | 2000年度 | 50 |

| | | 1 | | I | I | |
|------|--------|--------|-----|----|-----------|-----|
| | | 2001年度 | 346 | | 2001年度 | 46 |
| | | 2002年度 | 327 | | 2002年度 | 27 |
| | | 2003年度 | 309 | | 2003年度 | 9 |
| | 史学科 | 2000年度 | 260 | 15 | 402000年度 | 30 |
| | | 2001年度 | 259 | | 2001年度 | 29 |
| | | 2002年度 | 247 | | 2002年度 | 17 |
| | | 2003年度 | 235 | | 2003年度 | 5 |
| | 地理学科 | 2000年度 | 108 | 5 | 402000年度 | 18 |
| | | 2001年度 | 107 | | 2001年度 | 17 |
| | | 2002年度 | 101 | | 2002年度 | 11 |
| | | 2003年度 | 95 | | 2003年度 | 5 |
| | 計 | 2000年度 | 858 | 40 | 1202000年度 | 128 |
| | | 2001年度 | 822 | | 2001年度 | 92 |
| | | 2002年度 | 785 | | 2002年度 | 55 |
| | | 2003年度 | 749 | | 2003年度 | 19 |
| 理工学部 | 応用化学科 | 2000年度 | 125 | | 2000年度 | 30 |
| | | 2001年度 | 120 | | 2001年度 | 25 |
| | | 2002年度 | 115 | | 2002年度 | 20 |
| | | 2003年度 | 105 | | 2003年度 | 10 |
| | 電気電子工学 | 2000年度 | 135 | | 2000年度 | 25 |
| | 科 | 2001年度 | 125 | | 2001年度 | 15 |
| | | 2002年度 | 115 | | 2002年度 | 5 |
| | | 2003年度 | 115 | | 2003年度 | 5 |
| | 機械工学科 | 2000年度 | 135 | | 2000年度 | 25 |
| | | 2001年度 | 125 | | 2001年度 | 15 |
| | | 2002年度 | 115 | | 2002年度 | 5 |
| | | 2003年度 | 110 | | | |
| | 土木工学科 | 2000年度 | 125 | | 2000年度 | 30 |
| | | 2001年度 | 120 | | 2001年度 | 25 |
| | | 2002年度 | 115 | | 2002年度 | 20 |
| | | 2003年度 | 105 | | 2003年度 | 10 |
| | 情報学科 | 2000年度 | 240 | | 2000年度 | 30 |

| | İ | l I | I | İ | | |
|-------------|----------|-------|----|---|--------|-----|
| | 2001年度 | 235 | | 2 | 2001年度 | 25 |
| | 2002年度 | 230 | | 2 | 2002年度 | 20 |
| | 2003年度 | 220 | | 2 | 2003年度 | 10 |
| 化学生物工 | 学 2000年度 | 80 | | | | |
| 科 | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 環境システ | ム 2000年度 | 90 | | | | |
| 工学科 | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 光工学科 | 2000年度 | 100 | | | | |
| | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| ロボティク | ス 2000年度 | 100 | | | | |
| 学科 | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 数理科学科 | 2000年度 | 65 | | | | |
| | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 物理科学科 | 2000年度 | 80 | | | | |
| | 2001年度 | | | | | |
| | 2002年度 | | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 計 | 2000年度 | 1,275 | | 2 | 2000年度 | 140 |
| | 2001年度 | 1,240 | | 2 | 2001年度 | 105 |
| | 2002年度 | 1,205 | | 2 | 2002年度 | 70 |
| | 2003年度 | 1,170 | | 2 | 2003年度 | 35 |
| 国際関係学部国際関係学 | 科 2000年度 | 230 | 30 | 2 | 2000年度 | 35 |

| | 2001年度 2002年度 2003年度 | | | | 2001年度 2002年度 2003年度 | 35 35 35 |
|------------|----------------------------|-------|-----|-----|----------------------------|----------------|
| 政策科学部政策科学科 | 2000年度 | 300 | 50 | | 2008 /文 | 00 |
| | 2001年度 | - | | | | |
| | 2002年度 | - | | | | |
| | 2003年度 | | | | | |
| 合計 | 2000年度 | 5,805 | 265 | 570 | 2000年度 | 580 |
| | 2001年度 | 5,660 | | | 2001年度 | 435 |
| | 2002年度 | 5,515 | | | 2002年度 | 290 |
| | 2003年度 | 5,370 | | | 2003年度 | 145 |

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

附 則(2000年3月24日教職課程再課程認定申請等に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日学則第19条の2の(1)の科目表に「社会と正義」「民族と国家」を新設するための学則の一部変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日他大学における学修等の認定単位数の拡大、専修学校の専門課程での修 得単位の認定および専修学校の専門課程卒業者に編入資格を認めることに伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日学芸員課程カリキュラム変更のための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日学則第53条別表の昼間主コース・夜間主コース科目の統一および整理 のための科目名称変更・廃止および科目の新設に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学者にも適用する。

附 則(2000年3月24日学則第53条別表に文学部英語副専攻を新設するための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日学則第53条別表の科目分野を整理するための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日法学部昼間主コース、産業社会学部昼間主コース、国際関係学部、政策 科学部および文学部昼間主コースにおける国際インスティテュート設置に伴う変更) この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年5月26日産業社会学部人間福祉学科、文学部心理学科の設置に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2000年7月14日産業社会学部産業社会学科のカリキュラム改正のための変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2000年7月14日文学部教育人間学専攻設置、哲学専攻カリキュラム変更、昼夜カリキュラム一本化に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、2000年度以前の入学者にも適用する。

附 則(2000年7月28日理工学部光工学科の学科名称変更に伴う一部変更)

- この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 (理工学部光工学科の存続に関する経過措置について)

理工学部光工学科は、変更後の学則の規定に係わらず、2001年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(2000年7月28日理工学部情報工学科廃止に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2000年9月29日理工学部電気電子工学科、機械工学科、情報学科、環境システム工学 科、光工学科及びロボティクス学科のカリキュラム変更に伴う科目名・単位数の一部変更および 理工学部副専攻マイクロエレクトロニクス・コース設置に伴う変更)

この学則は、2000年9月29日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則 (2000年12月22日経済学部、経営学部、理工学部インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前入学者についても、2001年度以降 開講の同科目はこの規程に拠る。

附 則(2001年3月23日立命館アジア太平洋大学等の設置、昼夜開講制の拡大、役職名等の変更、学則第19条の2および第19条の3の科目名等の新設・変更・削除ならびに別表化、カリキュラム改正に伴う学則の一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2001年3月23日産業社会学部人間福祉学科及び文学部心理学科新設に係る教職課程認定申請に伴う変更ならびに教科「情報」「福祉」の新設に係る教職課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2001年3月23日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2001年6月22日理工学部情報学科の定員増にともなう学則変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

| 学部またり | は学科の種類 | ¹ かわらす、人 2002年度か | | | | 昼間主コー | |
|--|--------|--------------------------------|-------------------------|----|-------------------|----------|--------|
| , pp. 0.1. 0.1. 1.1. 1.2. 1.2. 1.2. 1.2. 1.2 | | 入学定 | <u>`</u> | | | 間付入学定員(入 | |
| | | | | 員 | , , , , , , , , , | 学定員の内 | |
| | | 昼間主コース | | l | 夜間主コ | その年度 | . ,,,, |
| | | <u> </u> | <u>,, 1, 1, 7, 7, 1</u> | | 一ス | | |
| 法学部法学科 | | 2002年度 | 800 | 35 | 160 | | |
| | | 2003年度 | | | | | |
| 経済学部経済 | 学科 | 2002年度 | 750 | 35 | 50 | 2002年度 | 40 |
| | | 2003年度 | 730 | | | 2003年度 | 20 |
| 経営学部経営学科 | | 2002年度 | 729 | 35 | 100 | 2002年度 | 34 |
| | | 2003年度 | 712 | | | 2003年度 | 17 |
| 産業社会学部 | 産業社会学科 | 2002年度 | 716 | 40 | 100 | 2002年度 | 56 |
| | | 2003年度 | 679 | | | 2003年度 | 19 |
| | 人間福祉学科 | 2002年度 | 200 | 30 | | | |
| | | 2003年度 | | | | | |
| | 計 | 2002年度 | 916 | 70 | 100 | 2002年度 | 56 |
| | | 2003年度 | 879 | | | 2003年度 | 19 |
| 文学部 | 哲学科 | 2002年度 | 110 | | 40 | | |
| | | 2003年度 | | | | | |
| | 文学科 | 2002年度 | 327 | 20 | 40 | 2002年度 | 27 |
| | | 2003年度 | 309 | | | 2003年度 | 9 |
| | 史学科 | 2002年度 | 247 | 15 | 40 | 2002年度 | 17 |
| | | 2003年度 | 235 | | | 2003年度 | 5 |
| | 地理学科 | 2002年度 | 101 | 5 | 40 | 2002年度 | 11 |
| | | 2003年度 | 95 | | | 2003年度 | 5 |
| | 心理学科 | 2002年度 | 150 | 30 | | | |
| | | 2003年度 | | | | | |
| | 計 | 2002年度 | 935 | 70 | 160 | 2002年度 | 55 |
| | | 2003年度 | 899 | | | 2003年度 | 19 |
| 理工学部 | 応用化学科 | 2002年度 | 115 | | | 2002年度 | 20 |

| | | 2003年度 | 105 | | 2003年度 10 |
|-------|----------|--------|-------|-----|---------------|
| | 電気電子工学 | 2002年度 | 115 | | 2002年度 5 |
| | 科 | 2003年度 | 115 | | 2003年度 5 |
| | 機械工学科 | 2002年度 | 115 | | 2002年度 5 |
| | | 2003年度 | 110 | | |
| | 土木工学科 | 2002年度 | 115 | | 2002年度 20 |
| | | 2003年度 | 105 | | 2003年度 10 |
| | 情報学科 | 2002年度 | 460 | | 2002年度 20 |
| | | 2003年度 | 450 | | 2003年度 10 |
| | 化学生物工学 | 2002年度 | 80 | | |
| | 科 | 2003年度 | | | |
| | 環境システム | 2002年度 | 90 | | |
| | 工学科 | 2003年度 | | | |
| | 電子光情報工 | 2002年度 | 100 | | |
| | 学科 | 2003年度 | | | |
| | ロボティクス | 2002年度 | 100 | | |
| | 学科 | 2003年度 | | | |
| | 数理科学科 | 2002年度 | 65 | | |
| | | 2003年度 | | | |
| | 物理科学科 | 2002年度 | 80 | | |
| | | 2003年度 | | | |
| | 計 | 2002年度 | 1,435 | | 2002年度 70 |
| | | 2003年度 | 1,400 | | 2003年度 35 |
| 国際関係学 | 学部国際関係学科 | 2002年度 | 230 | 30 | 2002年度 35 |
| | | 2003年度 | | | 2003年度 35 |
| 政策科学部 | 『政策科学科 | 2002年度 | 300 | 50 | |
| | | 2003年度 | | | |
| 合計 | | 2002年度 | 6,095 | 325 | 5702002年度 290 |
| | | 2003年度 | 5,950 | | 2003年度 145 |

附 則 (2001年9月28日科目等履修生の受講要件の変更に伴う変更) この学則は、2001年9月28日から施行し、2001年4月1日から適用する。 附 則 (2002年3月8日第29条別表の一部変更に伴う変更) この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年3月8日経済学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更) この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者についても新設科目「ア ドバンスト・プログラムVIII」、「アドバンスト・プログラムVIII」は遡及して適用する。

附 則(2002年3月8日経営学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更) この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年3月8日産業社会学部科目名称変更に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第49条の2別表については、1994年度入学者より適用する。

附 則(2002年3月8日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者にもその一部を適用する こととし、その適用範囲については別途定める。

附 則(2002年3月8日政策科学部カリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年3月8日文学部専門科目の一部変更に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、イタリア文化プログラム以外の変更は2001年 度以前の入学者にも適用する。

附 則(2002年3月8日理工学部外国語改革に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生より適用する。ただし、外国語改革で追加された「実践英語」は、2000年度以降入学生にも当該設置科目に追加して適用する。

附 則 (2002年3月29日セメスター期間の変更および社会福祉士国家試験受験資格取得要件の修正に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第51条第3項については、2001年度入学者より適用する。

附 則(2002年3月26日夜間時間帯一般教育・基礎科目カリキュラムに伴う学則第19条の2別表の変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の2別表(1)一般教育科目(法学部、経済学部および経営学部)、基礎科目(産業社会学部、文学部および国際関係学部)の内、次の科目については在校生にも適用する。

企業と社会、経済学、現代の福祉、哲学 I、歴史学 I、心理学 I、科学技術史 I、ジェンダー論、 情報リテラシー、社会学、歴史学

附 則(2002年3月26日教職科目カリキュラム改革に伴う一部変更) この学則(別表)は、2002年4月1日から施行する。 附 則(2002年4月12日文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2002年4月12日から施行し、2002年4月1日から適用する。ただし、2001年度以前入学者についても、「コミュニティ・デザイン」「エコマテリアル I」「生活福祉経済論」および「エコマテリアルII」は遡及して適用する。

附 則 (2002年6月14日理事会議案第21号および2002年10月28日文部科学大臣認可による電気電子工学科および電子光情報工学科の定員増に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

| | 16条の規定にかかわ | | | | |
|--------|------------|------|--------|-------|------------|
| 学部また | には学科の種類 | 200 | 3年度の入学 | | 2003年度昼間主コ |
| | | 入学定員 | 編入学定員 | 入学定員 | ースの期間付入学 |
| | | | コース | 夜間主コー | 定員(入学定員の |
| | | | | ス | 内数) |
| 法学部法学科 | | 800 | 35 | 160 | |
| 経済学部経済 | 学科 | 730 | 35 | 50 | 20 |
| 経営学部経営 | 学科 | 712 | 35 | 100 | 17 |
| 産業社会学部 | 産業社会学科 | 679 | 40 | 100 | 19 |
| | 人間福祉学科 | 200 | 300 | | |
| | 計 | 879 | 70 | 100 | 19 |
| 文学部 | 哲学科 | 110 | | 40 | |
| | 文学科 | 309 | 20 | 40 | 9 |
| | 史学科 | 235 | 15 | 40 | 5 |
| | 地理学科 | 95 | 5 | 40 | 5 |
| | 心理学科 | 150 | 30 | | |
| | 計 | 899 | 70 | 160 | 19 |
| 理工学部 | 応用化学科 | 105 | | | 10 |
| | 電気電子工学科 | 165 | | | 5 |
| | 機械工学科 | 110 | | | |
| | 土木工学科 | 105 | | | 10 |
| | 情報学科 | 450 | | | 10 |
| | 化学生物工学科 | 80 | | | |
| | 環境システム工学 | 90 | | | |

| | 科 | | | | |
|--------|----------|-------|-----|-----|-----|
| | 電子光情報工学科 | 150 | | | |
| | ロボティクス学科 | 100 | | | |
| | 数理科学科 | 65 | | | |
| | 物理科学科 | 80 | | | |
| | 計 | 1,500 | | | 35 |
| 国際関係学部 | | 230 | 30 | | 35 |
| 国際関係学科 | | | | | |
| 政策科学部 | | 300 | 50 | | |
| 政策科学科 | | | | | |
| 合計 | | 6,050 | 325 | 570 | 145 |

附 則(2002年12月13日文学部のカリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、人文総合科学インスティテュート・学際プログラム教学改革に伴う変更は2002年度以前入学生にも適用し、テーマリサーチ型ゼミナール科目新設に伴う変更は2001年度以降入学生にも適用する。

附 則(2003年1月24日文学部に図書館司書課程および学校図書館司書教諭課程を設置すること に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2003年3月20日、2001年1月6日省庁再編による職名変更による一部変更)

この学則は、2003年3月20日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則 (2003年3月26日法学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴うならび にカリキュラム改革の前倒し措置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

- 2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降 の在学生とする。
- 3 カリキュラム改革の前倒し措置の適用は、2003年度入学生からとする。

附 則(2003年3月26日経済学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目は2000年度入学生より 適用する。また、APU交流科目は、2002年度以降在学生より適用する。

附 則(2003年3月26日経営学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降

の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在学生とする。

附 則(2003年3月26日産業社会学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置ならびに精神保健福祉士課程の設置等に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は、2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在学生とする。

附 則(2003年3月26日国際関係学部カリキュラム改革およびインターンシップ科目ならびに APU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は2003年4月1日から施行する。

- 2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以 降の在学生とする。
- 3 カリキュラム改革の適用は、2002年度以前の入学生にもその一部を適用し、その適用範囲について は別途定める。

附 則(2003年3月26日政策科学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在学生からとする。

附 則(2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更) この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降 の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在学生とする。

附 則(2003年3月26日理工学部APU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行し、2002年度以降の在学生より適用する。

附 則(2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更) この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降 の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在学生とする。

附 則 (2003年3月26日副専攻「朝鮮語コミュニケーションコース」および経済学部・経営学部 に副専攻「スペイン語コミュニケーションコース」を開設することに伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日より施行し、2003年度以降の入学生から適用する。

附 則(2003年3月28日立命館宇治中学校設置および産業社会学部に精神保健福祉士課程設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2003年3月28日理事会議案第73号および2003年5月17日文部科学省届出による立命館 大学情報理工学部設置にともなう学則の一部改正)

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則(2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更)

この学則(別表)は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2003年4月25日理事会議案第8号および2003年5月26日文部科学省届出による学部間の定員振替および昼間主コース、夜間主コース、編入学定員の統合に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2003年5月23日外国語科目としてのロシア語および選択外国語初修外国語科目の廃止に 伴う一部変更)

この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則(2003年5月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 ただし、適用は2003年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2002年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は別に定める。
- 4 $1 \sim 3$ にかかわらず、専門ドイツ語 $I \sim VII$ の変更については、2002年4月1日から適用する。

附 則(2003年5月23日専門アラビア語 I ~IV単位数の変更に伴う一部変更)

この学則は、2003年5月23日から施行し、2003年度4月1日から適用する。

附 則(2003年6月27日理事会議案第25号および2003年7月24日文部科学大臣届出による立命 館大学理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の 設置、理工学部土木工学科の学科名称変更および文部科学省認可による収容定員増等に伴う学則 変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2003年7月25日文学部人文学科、理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科、情報理工学部設置に係る教職課程認定申請および昼間主コース定員、夜間主コース定員の統合化および理工学部土木工学科の学科名称変更に係る教職課程の変更届出ならびに理工学部情報学科の募集停止に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

法学部 法学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経済学部 経済学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経営学部 経営学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、商業

経営学部 経営学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歷史、公民

産業社会学部 産業社会学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 哲学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歷史、公民

文学部 文学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 国語、英語

高等学校教諭一種免許状 国語、英語

文学部 文学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

文学部 史学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 地理学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

理工学部 情報学科

中学校教諭一種免許状 数学

高等学校教諭一種免許状 数学、工業

理工学部 土木工学科

高等学校教諭一種免許状 工業

附 則 (2004年3月12日情報理工学部教職課程設置にともなう教科に関する科目別表ならびに教職科目カリキュラム改革に伴なう教職に関する科目別表の一部変更)

この学則(別表)は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。なお、2003年度 以前入学生については、別途各学部の履修要項(教職課程)に定める。

附 則(2004年3月12日キャリア形成科目設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則(2004年3月12日キャリア形成科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則(2004年3月12日インターンシップ科目およびキャリア形成科目の設置、カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部 履修要項に定める。

附 則 (2004年3月12日インターンシップ科目の設置およびカリキュラム改革にともなう一部変 更)

この学則は2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部 履修要項に定める。

附 則(2004年3月12日カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則(2004年3月12日インターンシップの履修上の取り扱いの変更、教職課程認定のための科目の変更などに伴う変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則(2004年3月12日人文学科設置によるカリキュラムの変更に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則(2004年3月12日カリキュラム改正およびMOT入門科目および自由選択科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については履修要項に定める。

附 則(2004年3月25日ファイナンスインスティテュートの名称変更、カリキュラム改革および 全学インターンシップ科目の設置にともなう一部変更)

この学則は2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部、経営学部、理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日BKC外国語副専攻改革、文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用については経済 学部・経営学部・理工学部の履修要項に定める。

附 則(2004年3月25日教養教育カリキュラム改革に伴う変更)

この学則別表は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度 以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定 めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則(2004年3月26日産業社会学部精神保健福祉士課程の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則(2004年3月26日教養教育カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則(2004年3月26日初修外国語学力回復科目の設置、総合人間学プログラムの廃止および放送大学との単位互換協定締結に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2004年3月26日法学部昼間主コースおよび夜間主コースの統合にともなう一部変更) この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部 履修要項に定める。

附 則(2004年3月26日理工学部の卒業に必要な単位数の変更に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については理工学部履修要項に定める。

附 則(2004年3月26日情報理工学部教職課程設置にともなう一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則(2004年4月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月23日より施行し、2004年4月1日より適用する。ただし、2003年度以前の 入学生の適用範囲は履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日英語コミュニケーションコースの廃止および「教職に関する科目」のカリキュラム改革、文学部人文学科、理工学部新設3学科および情報理工学部設置に係る教職課程認定申請に伴う一部変更)

この学則は2005年4月1日から施行する。ただし、教育学コースの変更は2004年4月1日から適用する。

附 則 (2005年3月11日)

1 この学則は2005年4月1日から施行する。

- 2 適用は2005年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2004年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は履修要項に定める。

附 則 (2005年3月11日インターンシップ科目およびボランティアコーディネータープログラム の設置、カリキュラム改革進行にともなう新規科目開設にともなう一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部 履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日カリキュラムの一部変更に伴う設置科目の追加に係わる変更)

この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則(2005年3月11日キャリア形成科目の設置科目の追加に係わる改正)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日キャリア形成科目設置に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日2005年度産業社会学部カリキュラム改革による設置科目の改編、国際 社会コースならびに国際福祉コースの設置および学部英語副専攻の開設にともなう一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日文学部心理学科のカリキュラムの改革、公務員進路プログラム・ボラン ティアコーディネーター養成プログラム開設等に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、文学部 履修要項に定める。

附 則(2005年3月11日カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則(2005年3月25日経済学部国際経済学科設置、経営学部国際経営学科設置、および文学部 学科改編に伴う一部変更)

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

(文学部心理学科の存続に関する経過措置について)

2 文学部心理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(2005年3月25日国際経済学科設置、および経済学科カリキュラム改革に係わる変更) 本規程は2006年4月1日から施行し、2006年度入学生から適用する。 附 則(2005年3月25日国際経営学科設置、および経営学科カリキュラム改革に伴う改正) 本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則(2005年3月25日文学部学科改編に伴う変更)

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則(2005年5月27日インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は2005年5月27日から施行し、2005年度入学者より適用する。

附 則 (2005年7月15日理工学部数理科学科から経済学部経済学科への定員の振替えに伴う学則の一部変更)

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則(2005年7月15日経済学部国際経済学科ならびに経営学部国際経営学科の設置に係る教職課程認定申請、文学部心理学科の学生募集停止と人文学科への定員振替に係る教職課程認定変更の届出に伴う、学則の一部変更)

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科 は、次の通りとする。

文学部 心理学科

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

附 則(2005年11月25日産学協同アントレプレナー教育プログラムの新設に伴う一部変更) この学則は、2005年11月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。ただし、産学協同アント レプレナー教育プログラム科目は、2004年度入学生から適用する。

附 則(2006年1月27日学費納付規程および同施行細則に記載されている学費額を立命館大学学 則へ記載変更する。また、立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2006年3月10日)

- 1 この学則は2006年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2005年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項 に定める。

附 則(2006年3月10日インターンシップ科目追加、カリキュラム改革進行、ボランティア教育 関連科目の新規開設に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日より施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則(2006年3月10日2006年度経済学科カリキュラム改革による設置科目の整理、2006年度

国際経済学科開設による設置科目の整理、コーオプ演習の設置に伴うに係わる一部変更)

この学則は2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部 履修要項に定める。

附 則(2006年3月10日経営学部海外留学科目新設に伴う一部変更)

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則(2006年3月10日日本語教育プログラムの設置、公務員進路プログラムの設置、コーオプ 演習の設置、ボランティア教育関連科目の新規開設および社会調査士課程のカリキュラム変更に よる設置科目の改編に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則(2006年3月10日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則(2006年3月10日文学部カリキュラム改革および教職課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、文学部 履修要項に定める。

附 則(2006年3月10日政策科学部2006年度カリキュラム改革、ボランティア教育関連科目の 新規開設に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則(2006年3月24日早期卒業制度導入、立命館守山高等学校および立命館小学校の設置、「立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムの推進に関する諸施策について」(2006年1月25日常任理事会)による入学金の取扱いの変更に伴う一部変更)この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2006年4月28日大学協議員の構成変更に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2006年5月12日 教職課程科目カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2006年5月12日から施行し、2006年4月1日から適用する。ただし、2005年度以前入学生については、別途各学部の履修要項(教職課程)に定める。

附 則(2006年7月21日 現代社会学科の設置と産業社会学部産業社会学科および人間福祉学科

の学生募集停止に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則(2006年7月21日産業社会学部現代社会学科および映像学部設置に係る教職課程認定申請 に伴う、学則の一部変更)

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科 は、次の通りとする。

産業社会学部 産業社会学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 人間福祉学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民、福祉

養護学校一種免許状

附 則(2006年7月28日海外研修プログラムの単位認定に伴う一部変更)

この学則は、2006年7月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2006年11月24日 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)および大 学設置基準等文部科学省令の施行ならびに立命館大学の2007年度学費額変更にともなう一部変 更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年1月26日 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)および大 学設置基準等文部科学省令の施行ならびに大学設置基準(平成13年文部科学省告示第51号「多様 なメディアを高度に利用して当該授業を教室以外の場所で行うことができる」)の一部改正にと もなう一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条第7項および第20条2第7項については2005年4月1日から遡及適用する。

附 則(2007年3月23日 条項の整理、産業社会学部の教育職員免許法改正にともなう一部変 更、映像学部映像学科の教職課程および学芸員課程設置にともなう一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条の4、第51条の2および第51条の3の2006年度以前入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。また教職に関わる科目別表の2006年度以前入学生の適用範囲は、別途各学部の履修要項(教職課程)に定める。

附 則(2008年1月25日 理工学部数学物理学科廃止に伴う一部変更)

この学則は、2008年1月25日から施行する。

附 則(2007年3月23日生命科学部設置に伴う一部変更)

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

(理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科の存続に関する経過措置について)

2 理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科は、変更後の学則の規定に 関わらず、2008年3月31日現在に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存 続するものとする。

附 則(2007年5月25日生命科学部新設に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更)

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科 は、次の通りとする。

理工学部 応用化学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

理工学部 化学生物工学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

情報理工学部 生命情報学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、情報

附 則(2007年5月25日薬学部設置に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2007年5月25日総合理工学院の設置に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2007年6月8日薬学部設置申請に向けた文部科学省等への相談結果に基づく別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2007年9月28日科目名および科目内容の整合性を高めるための一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2007年11月30日複数大学との学部共同学位プログラム協定締結および立命館大学の 2008年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月22日 2008年度教養教育改革にともなう科目新設および科目名の変更による立命館大学学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、「教養ゼミナール」は2007年度以前入学生に も適用する。

附 則(2008年3月13日 2008年度からの法学部改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲は、法学部 履修要項に定める。

附 則(2008年3月13日 経営学部開講科目の変更に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2006年度以降入学生にも適用することとする。

附 則(2008年3月13日文学部副専攻の新規コース開設および科目名称変更にともなう別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月13日 理工学部カリキュラム改定およびイングリッシュ・ディプロマ・コースの新設にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲については、理工学部履修要項に定める。

附 則(2008年3月13日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度の入学生にも遡及して適用する。

附 則(2008年3月13日政策科学部科目の新規開設にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則 (2008年3月13日 学則への教育研究目標の明示にともなう別表条項の整理、生命科学部 随意科目の開講および科目名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月13日 薬学部随意科目の開講に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月13日 国際インスティテュートカリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則(2008年3月13日 平成19年度現代GP「琵琶湖で学ぶMOTTAINAI共生学」の科目設置ならびにカリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者の適用範囲は、履修要

項に定める。

附 則 (2008年3月13日 生命科学部の設置届出に係る教職課程認定申請にともなう一部変更) この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生については、別途各学部 の履修要項(教職課程)に定める。

附 則(2008年3月13日 異文化理解セミナープログラム見直しに伴う一部変更)

この学則は2008年4月1日から施行し、2007年度以前入学生より適用する。

附 則(2008年3月28日 教育研究上の目的を明示することに伴う一部変更ならびに教育関連機構設置および総合理工学院設置に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月28日 理工学部情報学科に係る本則および附則の整理ならびに数学物理学科 廃止に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

(理工学部情報学科の存続に関する経過措置について)

- 2 理工学部情報学科については、2004年3月31日を持って、学生募集を停止する。
- 3 理工学部情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2004年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(2008年3月28日 理工学部数学物理学科の廃止にともなう学費別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編および産業社会学部「初修外 国語高度化科目」の開講に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編に伴う第53条別表の一部変 更)

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2008年4月25日 公務員進路プログラムおよびボランティアセンター関連科目群開設ならびに第73条の2の2別表と学芸員に関わる科目別表との重複整理等に伴う第19条の2別表および第73条の2の2別表の一部変更)

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、2007年度入学生にも適用する。

附 則(2008年5月9日 公務員プログラム科目の改編ならびに学則別表に記載もれのあった科目を記載することに伴う第66条の2別表の一部変更)

この学則は、2008年5月9日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、「企業研究」については2003年度以降の入学生から適用する。

附 則 (2008年3月28日 法学部、国際関係学部および文学部における教学改革による収容定員変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2008年11月28日立命館大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日単位の取扱の整理および編入学、転入学、学士入学等の整理にともなう 一部変更)

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に伴い、昭和27年2月2日に定めた立命館大学転学・編入学に関する規程(規程第96号)は廃止する。

附 則(2009年3月27日国際教育推進機構設置および多様なメディアを高度に利用した科目の別表明示にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月12日環境論コース廃止、外国語コミュニケーションコース再編にともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度入学生にも遡及して適用する。

附 則(2009年3月12日法学部における2006年度からの政策科学部カリキュラム改革および公務行政特修課程専門化プログラム対象科目の変更にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、政策科学部カリキュラム改革にともなう一部変更は2006年度入学生から遡及適用し、法学部カリキュラム改革にともなう一部変更は2008年度入学生から遡及適用する。

附 則 (2009年3月12日産業社会学部における社会福祉士課程関連科目群の再編および精神保健 福祉士課程科目群の再編に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月12日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則(2009年3月12日文学部人文学科人文総合科学インスティテュート京都学プログラムおよび言語コミュニケーションプログラムの設置、文学部副専攻「アジア太平洋コース」の募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート学際プログラムのカリキュラム変更、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート総合プログラムの募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート国際プログラムのカリキュラム変更にともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日政策科学部におけるPS-APUプログラム廃止にともなう一部変更) この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日映像学部における初年度より変更すべき科目等の是正ならびに教学内容の現代化による英語購読科目の新設にともなう第73条の2の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、科目等の是正については2008年度以前の入学生にも適用する。

附 則 (2009年3月12日文学部に「京都学プログラム」と「言語コミュニケーションプログラム」を開設することにともなう教職に関わる科目別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生については、別途各学部の履修要項(教職課程)に定める。

附 則(2009年3月27日 スポーツ健康科学部設置にともなう一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2009年4月24日 文学部、理工学部および国際関係学部における3年次編入学定員の設定にともなう学則の一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2009年5月15日教養科目(B群)「スポーツ方法実習」の設置にともなう一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学者より適用する。

附 則(2009年5月15日スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更)

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則(2009年6月12日 異文化理解セミナーの認定単位数変更による産業社会学部英語副専攻カリキュラムへの「異文化理解セミナー」(2単位)の科目追加に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2009年6月12日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2010年1月22日校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更)

- 1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度 入学生から適用する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

| 学音 | Wまたは学科の種類 | 入学定員 | 3年次編入学定 | 収容定員 |
|--------|-----------|------|---------|-------|
| | | | 員 | |
| 法学部法学科 | | 790 | | 3,330 |
| 経済学部 | 経済学科 | 535 | | 2,290 |
| | 国際経済学科 | 200 | | 800 |

| | 計 | | 735 | | 3,090 |
|---------|---------|----------------------|-------|----|-------|
| 経営学部 | 経営学科 | | 610 | | 2,590 |
| | 国際経営学科 | | 150 | | 600 |
| | 計 | | 760 | | 3,190 |
| 産業社会学部 | 現代社会学科 | 現代社会専攻 | 840 | | 3,360 |
| | | メディア社会 | | | |
| | | 専攻 | | | |
| | | スポーツ社会 | | | |
| | | 専攻 | | | |
| | | 人間福祉専攻 | | | |
| | | 子ども社会専 | 60 | | 240 |
| | | 攻 | | | |
| | | 計 | 900 | | 3,600 |
| 文学部人文学 | 科 | | 1,102 | 6 | 4,363 |
| 理工学部 | 応用化学科 | | 0 | | 95 |
| | 電気電子工学科 | 4 | 94 | 2 | 386 |
| | 機械工学科 | | 99 | 2 | 401 |
| | 都市システムコ | 二学科 | 84 | 2 | 341 |
| | 化学生物工学科 | 1 | 0 | | 80 |
| | 環境システム] | 二学科 | 69 | 2 | 281 |
| | 電子光情報工学 | ²科 | 79 | 2 | 321 |
| | ロボティクス等 | ^丝科 | 79 | 2 | 321 |
| | 数理科学科 | | 90 | | 360 |
| | 物理科学科 | | 80 | | 320 |
| | 電子情報デザイ | イン学科 | 74 | 2 | 321 |
| | マイクロ機械シ | /ステム工学科 | 74 | 2 | 306 |
| | 建築都市デザイ | イン学科 | 70 | | 280 |
| | 計 | | 892 | 16 | 3,813 |
| 国際関係学部[| 国際関係学科 | | 302 | 6 | 1,163 |
| 政策科学部政策 | 策科学科 | | 360 | | 1,440 |
| 情報理工学部 | 情報システム学 | 牟科 | 110 | | 455 |
| | 情報コミュニケ | アーション学科 | 110 | | 455 |

| | メディア情報学科 | 110 | | 455 |
|--------|--------------|-------|----|--------|
| | 知能情報学科 | 110 | | 455 |
| | 生命情報学科 | 0 | | 60 |
| | 計 | 440 | | 1,880 |
| 映像学部映像 | 学科 | 150 | | 600 |
| 薬学部薬学科 | | 100 | | 300 |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 80 | | 240 |
| | 生物工学科 | 80 | | 240 |
| | 生命情報学科 | 60 | | 180 |
| | 生命医科学科 | 60 | | 180 |
| | <u></u> 計 | 280 | | 840 |
| スポーツ健康 | 科学部スポーツ健康科学科 | 220 | | 220 |
| 合計 | | 7,031 | 28 | 27,829 |

附 則(2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴 う一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年9月24日 別表1-3への条項追加に伴う一部改正)

この学則は、2010年9月26日から施行する。

附 則(2011年1月28日 転籍の単位認定に関する準用条項の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2011年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

| | 学部または学科の種類 | 入学定員 | 3年次編 | 収容定員 |
|--------|-------------|------|------|-------|
| | | | 入学定員 | |
| 法学部法学科 | + | 790 | | 3,245 |
| 経済学部 | 経済学科 | 535 | | 2,240 |
| | 国際経済学科 | 200 | | 800 |
| | 計 | 735 | | 3,040 |
| 経営学部 | 経営学科 | 610 | | 2,540 |
| | 国際経営学科 | 150 | | 600 |
| | 計 | 760 | | 3,140 |
| 産業社会学音 | 『現代社 現代社会専攻 | 840 | | 3,360 |

| | 会学科メディア社会専攻 | | | |
|--------|---------------|-------|----|-------|
| | スポーツ社会専攻 | | | |
| | 人間福祉専攻 | | | |
| | 子ども社会専攻 | 60 | | 240 |
| | 計 | 900 | | 3,600 |
| 文学部人文学 | | 1,102 | 6 | 4,396 |
| 理工学部 | 電気電子工学科 | 94 | 2 | 382 |
| | 機械工学科 | 99 | 2 | 402 |
| | 都市システム工学科 | 84 | 2 | 342 |
| | 環境システム工学科 | 69 | 2 | 282 |
| | 電子光情報工学科 | 79 | 2 | 322 |
| | ロボティクス学科 | 79 | 2 | 322 |
| | 数理科学科 | 90 | | 360 |
| | 物理科学科 | 80 | | 320 |
| | 電子情報デザイン学科 | 74 | 2 | 302 |
| | マイクロ機械システム工学科 | 74 | 2 | 302 |
| | 建築都市デザイン学科 | 70 | | 280 |
| | 計 | 892 | 16 | 3,616 |
| 国際関係学部 | 邓国際関係学科 | 302 | 6 | 1,196 |
| 政策科学部項 | 文 策科学科 | 360 | | 1,440 |
| 情報理工学部 | 羽情報システム学科 | 110 | | 440 |
| | 情報コミュニケーション学科 | 110 | | 440 |
| | メディア情報学科 | 110 | | 440 |
| | 知能情報学科 | 110 | | 440 |
| | 計 | 440 | | 1,760 |
| 映像学部映像 | 象学科 | 150 | | 600 |
| 薬学部薬学科 | 4 | 100 | | 400 |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 80 | | 320 |
| | 生物工学科 | 80 | | 320 |
| | 生命情報学科 | 60 | | 240 |
| | 生命医科学科 | 60 | | 240 |
| | 計 | 280 | | 1,120 |

| スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 220 | | 440 |
|--------------------|-------|----|--------|
| 合計 | 7,031 | 28 | 27,993 |

附 則(2011年3月25日 文学部の入学定員等の変更、理工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更および理工学部の学科再編による定員変更等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項にかかわらず、理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年4月1日以後においても、当該学科に在学する者の属する年次には、転入学、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
- 5 本学則第5条の規定にかかわらず、2012年度から2014年度の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

| 具は広い | とわりとする。 | | | 1 | 1 |
|-------|------------|--------|------|------|-------|
| | 学部または学科の種類 | 年度 | 入学定員 | 3年次編 | 収容定員 |
| | | | | 入学定員 | |
| 法学部法学 | 科 | 2012年度 | 790 | | 3,160 |
| | | 2013年度 | _ | | |
| | | 2014年度 | | | |
| 経済学部 | 経済学科 | 2012年度 | 535 | | 2,190 |
| | | 2013年度 | _ | | 2,140 |
| | | 2014年度 | | | |
| | 国際経済学科 | 2012年度 | 200 | | 800 |
| | | 2013年度 | | | |
| | | 2014年度 | | | |
| | 計 | 2012年度 | 735 | | 2,990 |
| | | 2013年度 | | | 2,940 |
| | | 2014年度 | | | |
| 経営学部 | 経営学科 | 2012年度 | 610 | | 2,490 |
| | | 2013年度 | | | 2,440 |
| | | 2014年度 | | | |

| | | N/ | [| | 1 | |
|-------|------|------------|--------|-------|----|-------|
| | 国際経行 | 営学科 | 2012年度 | 150 | | 600 |
| | | | 2013年度 | | | |
| | | | 2014年度 | | | |
| | 計 | | 2012年度 | 760 | | 3,090 |
| | | | 2013年度 | | | 3,040 |
| | | 1 | 2014年度 | | | |
| 産業社会学 | 部現代社 | 現代社会専攻 | 2012年度 | 840 | | 3,360 |
| | 会学科 | メディア社会専攻 | 2013年度 | | | |
| | | スポーツ社会専攻 | 2014年度 | | | |
| | | 人間福祉専攻 | | | | |
| | | 子ども社会専攻 | 2012年度 | 60 | | 240 |
| | | | 2013年度 | | | |
| | | | 2014年度 | | | |
| | | 計 | 2012年度 | 900 | | 3,600 |
| | | | 2013年度 | | | |
| | | | 2014年度 | | | |
| 文学部人文 | 学科 | | 2012年度 | 1,105 | 0 | 4,420 |
| | | | 2013年度 | | | 4,414 |
| | | | 2014年度 | | | 4,417 |
| 理工学部 | 電気電 | 子工学科 | 2012年度 | 142 | 2 | 429 |
| | | | 2013年度 | | | 476 |
| | | | 2014年度 | | 12 | 534 |
| | 機械工学 | | 2012年度 | 160 | 2 | 462 |
| | | | 2013年度 | | | |
| | | | | | | 522 |
| | | | 2014年度 | | 10 | 591 |
| | 都市シ | ステム工学科 | 2012年度 | 84 | 2 | 341 |
| | | | 2013年度 | | | 340 |
| | | | 2014年度 | | | |
| | 環境シ | ステム工学科 | 2012年度 | 69 | 2 | 281 |
| | | | 2013年度 | | | 280 |
| | | | 2014年度 | | | |

| | | | _ | | |
|--------|---------------|--------|-----|-----|-------|
| | 電子光情報工学科 | 2012年度 | O | 2 | 242 |
| | | 2013年度 | | | 162 |
| | | 2014年度 | | 0 | 81 |
| | ロボティクス学科 | 2012年度 | 83 | 2_ | 325 |
| | | 2013年度 | | | 328 |
| | | 2014年度 | | 6 | 336 |
| | 数理科学科 | 2012年度 | 90 | | 360 |
| | | 2013年度 | | | |
| | | 2014年度 | | | |
| | 物理科学科 | 2012年度 | 80 | | 320 |
| | | 2013年度 | | | |
| | | 2014年度 | | | |
| | 電子情報デザイン学科 | 2012年度 | 0 | 2_ | 227 |
| | | 2013年度 | | | 152 |
| | | 2014年度 | | 0 | 76 |
| | 電子情報工学科 | 2012年度 | 94 | 0 | 94 |
| | | 2013年度 | | 0 | 188 |
| | | 2014年度 | | 8 | 290 |
| | マイクロ機械システム工学科 | 2012年度 | 0 | 2_ | 227 |
| | | 2013年度 | | | 152 |
| | | 2014年度 | | 0 | 76 |
| | 建築都市デザイン学科 | 2012年度 | 70 | 16_ | 296 |
| | | 2013年度 | | | 312 |
| | | 2014年度 | | | |
| | 計 | 2012年度 | 872 | 32_ | 3,604 |
| | | 2013年度 | | | 3,592 |
| | | 2014年度 | | 56 | 3,596 |
| 国際関係学 | 部国際関係学科 | 2012年度 | 302 | 6_ | 1,223 |
| | | 2013年度 | | | 1,220 |
| | | 2014年度 | | | |
| 文策科学部: | 政策科学科 | 2012年度 | 360 | | 1,440 |
| | | 2013年度 | | | |

| | | 2014年度 | | |
|----------|--|--------|-----|-------|
| 信 | | 2012年度 | 110 | 440 |
| 旧和土土一 | pilif fix ンハノム子行 | 2013年度 | 110 | 440 |
| | | 2013年度 | | |
| | 情報コミュニケーション学科 | 2012年度 | 110 | 440 |
| | | 2013年度 | 110 | 440 |
| | | 2014年度 | | |
| | メディア情報学科 | 2012年度 | 110 | 440 |
| | 2 7 1 7 16 TK 1 11 | 2013年度 | 110 | 440 |
| | | 2014年度 | | |
| | 知能情報学科 | 2012年度 | 110 | 440 |
| | New Transfer of the Control of the C | 2013年度 | 110 | 110 |
| | | 2014年度 | | |
| | 計 | 2012年度 | 440 | 1,760 |
| | | 2013年度 | | 1,100 |
| | | 2014年度 | | |
| 映像学部映像 | · | 2012年度 | 150 | 600 |
| | | 2013年度 | | |
| | | 2014年度 | | |
| 薬学部薬学科 | 4 | 2012年度 | 100 | 500 |
| | | 2013年度 | | 600 |
| | | 2014年度 | | |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 2012年度 | 80 | 320 |
| | | 2013年度 | | |
| | | 2014年度 | | |
| | 生物工学科 | 2012年度 | 80 | 320 |
| | | 2013年度 | | |
| | | 2014年度 | | |
| | 生命情報学科 | 2012年度 | 60 | 240 |
| | | 2013年度 | | |
| | | 2014年度 | | |
| | 生命医科学科 | 2012年度 | 60 | 240 |

| | | 2014年度 | | 62 | |
|--------|--------------|--------|-------|----|--------|
| | | 2013年度 | | | 28,366 |
| 合計 | | 2012年度 | 7,014 | 38 | 28,167 |
| | | 2014年度 | | | |
| | | 2013年度 | | | 880 |
| スポーツ健康 | 科学部スポーツ健康科学科 | 2012年度 | 220 | | 660 |
| | | 2014年度 | | | |
| | | 2013年度 | | | |
| | 計 | 2012年度 | 280 | | 1,120 |
| | | 2014年度 | | | |
| | | 2013年度 | | | |

附 則(2011年4月22日 学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則(2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更)

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則(2012年3月23日 大学院学則の全部変更および総合理工学院の解消等に伴う一部変更) この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2012年3月23日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年3月31日(薬学部は 2018年3月31日)まで、第46条、第50条、第62条、第62条の3から第62条の7、第63条、第65条、第65条の2、第66条および第68条第1項から同第3項はなお従前の例によるものとし、第53条第1 号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。
 - (1) 2012年3月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の6年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の7年次以上に再入学する者
- 3 前2項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の 授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度

| | Т | T | <u></u> | , | | <u></u> |
|----|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学部 | 学科等 | 費目 | 1年次(年 | 2年次(年 | 3年次(年 | 4年次(年間) |
| | | | 間) | 間) | 間) | (注1) |
| 理工 | 物理科学科、 | 授業料 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 |
| 学部 | 電気電子工学 | 実験実習料 | | _ | _ | 135,000 |
| | 科、電子光情 | (2007年度以 | | | | |
| | 報工学科、電 | 前の入学者) | | | | |
| | 子情報デザイ | 実験実習料 | 105,000 | 105,000 | 105,000 | 105,000 |
| | ン学科、機械 | (2008年度以 | | | | |
| | 工学科、ロボ | 降の入学者) | | | | |
| | ティクス学 | 教育充実費 | 155,000 | 315,000 | 315,000 | 315,000 |
| | 科、マイクロ | | | | | |
| | 機械システム | | | | | |
| | 工学科、都市 | | | | | |
| | システム工学 | | | | | |
| | 科、環境シス | | | | | |
| | テム工学科お | | | | | |
| | よび建築都市 | | | | | |
| | デザイン学科 | | | | | |
| | 数理科学科 | 授業料 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 |
| | | 実験実習料 | _ | _ | _ | 65,000 |
| | | (2007年度以 | | | | |
| | | 前の入学者) | | | | |
| | | 実験実習料 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| | | (2008年度以 | | | | |
| | | 降の入学者) | | | | |
| | | 教育充実費 | 155,000 | 315,000 | 315,000 | 315,000 |
| 青報 | 情報システム | 授業料 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 |
| 里工 | 学科、情報コ | 実験実習料 | | _ | | 135,000 |
| 学部 | ミュニケーシ | (2007年度以 | | | | |
| | ョン学科、メ | 前の入学者) | | | | |

| | ディア情報学 | 実験実習料 | 105,000 | 105,000 | 105,000 | 105,000 |
|----|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 科、知能情報 | (2008年度以 | | | | |
| | 学科、生命情 | 降の入学者) | | | | |
| | 報学科 | 教育充実費 | 155,000 | 315,000 | 315,000 | 315,000 |
| 生命 | 応用化学科、 | 授業料 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 | 1,098,000 |
| 科学 | 生物工学科、 | 実験実習料 | 135,000 | 135,000 | 135,000 | 135,000 |
| 部 | 生命情報学 | 教育充実費 | 155,000 | 315,000 | 315,000 | 315,000 |
| | 科、生命医科 | | | | | |
| | 学科 | | | | | |
| スポ | スポーツ健康 | 授業料 | 915,000 | 915,000 | 915,000 | 915,000 |
| ーツ | 科学科 | 教育充実費 | 103,000 | 263,000 | 263,000 | 263,000 |
| 健康 | | | | | | |
| 科学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |

| 学部 | 学科 | 費目 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
|----|-----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 薬学 | 薬学科 | 授業料 | 1,574,000 | 1,574,000 | 1,574,000 | 1,574,000 |
| 部 | | 実験実習料 | 242,000 | 242,000 | 242,000 | 242,000 |
| | | 教育充実費 | 242,000 | 452,000 | 452,000 | 452,000 |
| | | 区分 | 5年次 | 6年次 | | |
| | | | | (注1) | | |
| | | 授業料 | 1,574,000 | 1,574,000 | | |
| | | 実験実習料 | 242,000 | 242,000 | | |
| | | 教育充実費 | 452,000 | 452,000 | | |

- 注1 5年次(薬学部は7年次)以降は、4年次(薬学部は6年次)の金額と同額とする。
- 4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度(薬学部は2017年度)までは、当該年次の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。
 - (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者(薬学部は7年次生以上の者)
 - (2) 情報理工学部において原級に留置されたことがある4年次生以上の者
 - (3) 薬学部において原級に留置されたことがある6年次生以上の者

| | 区分 | 要件 | | | |
|----|------------|---------------------------------|--|--|--|
| 4月 | 当該年次の前期学期に | (1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受 | | | |
| 入学 | 在学する場合(留学お | 講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単 | | | |
| 者 | よび国内交流派遣は除 | 位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 | | | |
| | <) | (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 | | | |
| | | (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしている | | | |
| | | こと(前期学期に卒業した場合は除く)。 | | | |
| | 当該年次の前期学期に | (1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受 | | | |
| | 休学、留学もしくは国 | 講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単 | | | |
| | 内交流派遣をしていた | 位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 | | | |
| | 場合または後期学期に | (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 | | | |
| | 再入学する場合 | | | | |
| 9月 | 当該年次の後期学期に | (1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受 | | | |
| 入学 | 在学する場合(留学お | 講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単 | | | |
| 者 | よび国内交流派遣は除 | 位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 | | | |
| | <) | (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 | | | |
| | | (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしている | | | |
| | | こと(後期学期に卒業した場合を除く)。 | | | |
| | 当該年次の後期学期に | (1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受 | | | |
| | 休学、留学もしくは国 | 講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単 | | | |
| | 内交流派遣をしていた | 位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 | | | |
| | 場合または前期学期に | (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 | | | |
| | 再入学する場合 | | | | |

附 則(2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更) この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則(2012年3月23日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 変更後の学則第5条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のと おりとする。

| 学部 | 学科 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際関係学部 | 国際関係学科 | 1.217 | 1.214 | 1.217 |

附 則 (2013年1月25日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う 一部変更)

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(2013年1月25日 2012年3月23日変更に伴う経過措置の一部変更)

2012年3月23日変更の附則第2項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。

附 則(2013年3月22日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2013年5月24日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の2別表の一部変更)

この学則は、2013年5月24日から施行する。

附 則(2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のと おりとする。

| 学部 | 学科 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| 薬学部 | 創薬科学科 | 60 | 120 | 180 |

附 則 (2014年3月28日 2012年3月23日の2012年度学費変更に伴う経過措置の一部変更) 2012年3月23日学費変更に伴う附則第4項第1号から第3号を次のとおりとする。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者
- (2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者
- (3) 薬学部薬学科において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

附 則(2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則(2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則(2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(2015年1月23日 総合心理学部設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、文学部人文学科および総合心理学部総合心理学科の2016年度から 2018年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 文学部 | 人文学科 | 4,220 | 4,020 | 3,820 |
| 総合心理学部 | 総合心理学科 | 280 | 560 | 840 |
| 収容定員の合計 | | 28,580 | 28,720 | 28,860 |

附 則(2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更) この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2015年5月22日 情報理工学部の3年次編入学定員の設定に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2016年度から2018年度の情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科の収容定員および収容定員の合計は、 次表のとおりとする。

| 224 4 7 | 24.7V | 2010/7 #5 | 2015年末 | 2010/5/5 |
|--------------------|--------------|-----------|--------|----------|
| 学部 | 学科 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 情報理工学部 | 情報システム学科 | 450 | 460 | 460 |
| | 情報コミュニケーション学 | 450 | 460 | 460 |
| | 科 | | | |
| | メディア情報学科 | 450 | 460 | 460 |
| | 知能情報学科 | 450 | 460 | 460 |
| | 計 | 1,800 | 1,840 | 1,840 |
| 収容定員の合語 | † | 28,620 | 28,800 | 28,940 |

附 則(2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加および授業料等の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2016年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。
- 3 第1項にかかわらず、変更後の第64条納付金等別表5−1は、2015年度以前に開始した教育職員免

許状取得のためのプログラムの科目等履修生は、なお従前の例による。

- 4 第1項にかかわらず、変更後の第22条は、2015年度の入学を出願する者から適用する。 附 則(2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更)
- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア 情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|------|-----------|--------|--------|--------|
| 経済学部 | 経済学科 | 2,400 | 2,660 | 2,920 |
| | 国際経済学科 | 600 | 400 | 200 |
| | 計 | 3,000 | 3,060 | 3,120 |
| 経営学部 | 経営学科 | 2,505 | 2,570 | 2,635 |
| | 国際経営学科 | 600 | 600 | 600 |
| | 計 | 3,105 | 3,170 | 3,235 |
| 文学部 | 人文学科 | 4,095 | 3,970 | 3,845 |
| 理工学部 | 電気電子工学科 | 604 | 616 | 628 |
| | 機械工学科 | 673 | 686 | 699 |
| | 都市システム工学科 | 347 | 354 | 361 |
| | 環境システム工学科 | 286 | 292 | 298 |
| | ロボティクス学科 | 351 | 358 | 365 |
| | 数理科学科 | 367 | 374 | 381 |
| | 物理科学科 | 328 | 336 | 342 |

| | 電子情報工学科 | 400 | 408 | 416 |
|---------|------------|--------|--------|--------|
| | 建築都市デザイン学科 | 321 | 330 | 351 |
| | 計 | 3,677 | 3,754 | 3,841 |
| 国際関係学部 | 国際関係学科 | 1,250 | 1,280 | 1,310 |
| 政策科学部 | 政策科学科 | 1,490 | 1,540 | 1,590 |
| 情報理工学部 | 情報理工学科 | 515 | 1,030 | 1,505 |
| | 情報システム学科 | 340 | 220 | 110 |
| | 情報コミュニケーショ | 340 | 220 | 110 |
| | ン学科 | | | |
| | メディア情報学科 | 340 | 220 | 110 |
| | 知能情報学科 | 340 | 220 | 110 |
| | 計 | 1,875 | 1,910 | 1,945 |
| 映像学部 | 映像学科 | 610 | 620 | 630 |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 351 | 382 | 413 |
| | 生物工学科 | 326 | 332 | 338 |
| | 生命情報学科 | 244 | 248 | 252 |
| | 生命医科学科 | 244 | 248 | 252 |
| | 計 | 1,165 | 1,210 | 1,255 |
| スポーツ健康 | スポーツ健康科学科 | 895 | 910 | 925 |
| 科学部 | | | | |
| 収容定員の合言 | + | 29,262 | 29,864 | 30,416 |

附 則(2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および経済学部経済 学科の授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1および納付金等別表3-2は、2017年4月1日以降の入学者から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。 附 則(2017年1月27日 食科学部および国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の設置、理工学部の学科再編ならびに法学部、産業社会学部等の入学定員等の変更に伴う一部変更)
- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。

- 3 変更後の第4条にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年 3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日 に当該学科に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍 する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの法学部、産業社会学部、理工学部環境都市工学科、都市システム工学科、環境システム工学科、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科および食科学部の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------|------|----------|--------|--------|--------|
| 法学部 | 法学科 | | 3,125 | 3,090 | 3,055 |
| 産業社会学部 | 現代社会 | 現代社会専攻 | 3,280 | 3,200 | 3,120 |
| | 学科 | メディア社会専攻 | | | |
| | | スポーツ社会専攻 | | | |
| | | 人間福祉専攻 | | | |
| | | 子ども社会専攻 | 230 | 220 | 210 |
| | | 計 | 3,510 | 3,420 | 3,330 |
| 理工学部 | 環境都市 | 工学科 | 166 | 332 | 502 |
| | 都市シス | テム工学科 | 263 | 179 | 93 |
| | 環境シス | テム工学科 | 217 | 148 | 77 |
| 国際関係学部 | アメリカ | ン大学・立命館大 | 25 | 50 | 75 |
| | 学国際連 | 携学科 | | | |
| 食科学部食科学科 | | 320 | 640 | 960 | |
| 収容定員の合計 | ŀ | | 30,104 | 30,866 | 31,548 |

6 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1は、2018年4月1日以降の入学者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(2017年4月28日 新学部の学部および学科の名称の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの食マネジメント学部の収容定員は、 次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------|---------------|--------|--------|--------|
| 食マネジメン | 食マネジメント学科 | 320 | 640 | 960 |
| 卜学部 | | | | |

附 則(2017年5月26日 副学長の任期の追加に伴う一部変更)

この学則は、2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則(2017年11月24日 学期名称、他大学等において修得した単位を認定する場合の表記等の変更および2016年1月22日附則第5項の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第35条の2第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月 31日以前に修得した単位について適用する。
- 3 2017年4月1日施行のこの学則の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

| 3 2017年4月 | 月1日施行のこの学則の降 ┃ | 門別分り気の衣をす | 人のこねりに変义 | 19 D ₀ |
|-----------|-------------------|-----------|----------|-------------------|
| 学部 | 学科 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
| 経済学部 | 経済学科 | 2,400 | 2,660 | 2,920 |
| | 国際経済学科 | 600 | 400 | 200 |
| | 計 | 3,000 | 3,060 | 3,120 |
| 経営学部 | 経営学科 | 2,505 | 2,570 | 2,635 |
| | 国際経営学科 | 600 | 600 | 600 |
| | 計 | 3,105 | 3,170 | 3,235 |
| 文学部 | 人文学科 | 4,095 | 3,970 | 3,845 |
| 理工学部 | 電気電子工学科 | 604 | 616 | 628 |
| | 機械工学科 | 673 | 686 | 699 |
| | 都市システム工学科 | 347 | 354 | 361 |
| | 環境システム工学科 | 286 | 292 | 298 |
| | ロボティクス学科 | 351 | 358 | 365 |
| | 数理科学科 | 367 | 374 | 381 |
| | 物理科学科 | 326 | 332 | 340 |
| | 電子情報工学科 | 400 | 408 | 416 |
| | 建築都市デザイン学科 | 333 | 354 | 363 |
| | 計 | 3,687 | 3,774 | 3,851 |
| 国際関係学部 | 国際関係学科 | 1,250 | 1,280 | 1,310 |
| 政策科学部 | 政策科学科 | 1,490 | 1,540 | 1,590 |
| 情報理工学部 | 情報理工学科 | 475 | 950 | 1,465 |
| | 情報システム学科 | 350 | 240 | 120 |
| | 情報コミュニケーショ | 350 | 240 | 120 |
| | ン学科 | | | |

| | メディア情報学科 | 350 | 240 | 120 |
|---------|------------|--------|--------|--------|
| | 知能情報学科 | 350 | 240 | 120 |
| | 計 | 1,875 | 1,910 | 1,945 |
| 映像学部 | 映像学科 | 610 | 620 | 630 |
| 生命科学部 | 応用化学科 | 351 | 382 | 413 |
| | 生物工学科 | 326 | 332 | 338 |
| | 生命情報学科 | 244 | 248 | 252 |
| | 生命医科学科 | 244 | 248 | 252 |
| | 計 | 1,165 | 1,210 | 1,255 |
| スポーツ健康科 | ·スポーツ健康科学科 | 895 | 910 | 925 |
| 学部 | | | | |
| 収容定員の合計 | | 29,272 | 29,884 | 30,426 |

4 第1項にかかわらず、前項の変更は2017年4月1日から適用する。

附 則(2018年1月26日 グローバル教養学部の設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までのグローバル教養学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------|-----------|--------|--------|--------|
| グローバル教養 | グローバル教養学科 | 100 | 200 | 300 |
| 学部 | | | | |
| 収容定員の合計 | | 30,966 | 31,748 | 32,068 |

附 則(2018年3月23日 附属施設および機関の追加ならびに国際関係学部アメリカン大学・立 命館大学国際連携学科の学生に係る転籍の追加に伴う一部変更)

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年5月25日 グローバル教養学部の設置に伴う法学部法学科、経済学部経済学科ならびに経営学部経営学科および経営学部国際経営学科の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までの法学部、経済学部および経営学部の 収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----|-----|--------|--------|--------|
| 法学部 | 法学科 | 3,055 | 2,985 | 2,915 |

| 経済学部 | 経済学科 | 3,085 | 3,110 | 3,075 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経営学部 | 経営学科 | 2,610 | 2,650 | 2,625 |
| | 国際経営学科 | 595 | 590 | 585 |
| | 計 | 3,205 | 3,240 | 3,210 |
| 収容定員の合 | 計 | 30,866 | 31,548 | 31,768 |

附 則(2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化および編入学、転入学等の単位認定に関する追記等に伴う一部変更)

この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則(2019年1月25日 文学部の定員変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2020年度から2022年度までの文学部の収容定員および収容定員の 合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2020年度 | 2020年度 2021年度 | |
|---------|------|--------|---------------|--------|
| 文学部 | 人文学科 | 3,975 | 4,030 | 4,085 |
| 収容定員の合計 | | 31,603 | 31,878 | 31,933 |

附 則(2020年1月24日 授業料等の納付金の変更等に伴う一部変更)

この学則は2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年3月26日 入試方式の名称変更に伴う一部変更)

この学則は2021年4月1日から施行する。

附 則(2022年1月28日 授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の 廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則(2023年1月27日 映像学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 映像学部 | 映像学科 | 720 | 800 | 880 |
| 収容定員の合計 | | 32,068 | 32,148 | 32,228 |

納付金等別表1 (入学検定料)

(第62条の2関連)

(単位:円)

| | 区分 | | |
|--------------|--------|--------|--|
| 以下の入学試験方式以外の | 35,000 | | |
| 同一日に実施する同一入党 | 45,000 | | |
| に併願する入学試験 | | | |
| 共通テスト方式 | 18,000 | | |
| 二段階選考を行う特別入 | 1次選考 | 15,000 | |
| 学試験 | 2次選考 | 20,000 | |
| AO英語基準入学試験 | | 5,000 | |
| 推薦英語基準入学試験 | | | |

納付金等別表2 (入学金)

(第62条の3関連)

(単位:円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 入学、編入学、転入学、学士入学 | 200,000 |
| 再入学 | 10,000 |

納付金等別表3-1-1 (授業料)

(第62条の4関連)

(単位:円)

| 学 | 学科および専攻 | 費目 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
|---|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 部 | | | | | | (注1) |
| 法 | 法学科 | 春学期授業料 | 487,300 | 487,300 | 487,300 | 487,300 |
| 学 | | 秋学期授業料 | 487,300 | 487,300 | 487,300 | 487,300 |
| 部 | | | | | | |
| 経 | 経済学科 | 春学期授業料 | 504,500 | 504,500 | 504,500 | 504,500 |
| 済 | | 秋学期授業料 | 504,500 | 504,500 | 504,500 | 504,500 |
| 学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| 経 | 経営学科 | 春学期授業料 | 487,300 | 487,300 | 487,300 | 487,300 |
| 営 | | 秋学期授業料 | 487,300 | 487,300 | 487,300 | 487,300 |

| .v.c | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | |
|--------|---------------------------------------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 学 · | 国際経営学科 | 春学期授業料 | 550,500 | 550,500 | 550,500 | 550,500 |
| 部 | | 秋学期授業料 | 550,500 | 550,500 | 550,500 | 550,500 |
| 産 | 現代社会学科現代 | 春学期授業料 | 575,300 | 575,300 | 575,300 | 575,300 |
| 業 | 社会専攻、メディ | 秋学期授業料 | 575,300 | 575,300 | 575,300 | 575,300 |
| 社 | ア社会専攻、スポ | | | | | |
| 会 | ーツ社会専攻、人 | | | | | |
| 学 | 間福祉専攻 | | | | | |
| 部 | 現代社会学科子ど | 春学期授業料 | 609,500 | 609,500 | 609,500 | 609,500 |
| | も社会専攻 | 秋学期授業料 | 609,500 | 609,500 | 609,500 | 609,500 |
| 文 | 人文学科地域研究 | 春学期授業料 | 571,700 | 571,700 | 571,700 | 571,700 |
| 学 | 学域 | 秋学期授業料 | 571,700 | 571,700 | 571,700 | 571,700 |
| 部 | 人文学科人間研究 | 春学期授業料 | 560,900 | 571,700 | 571,700 | 571,700 |
| | 学域教育人間学専 | 秋学期授業料 | 560,900 | 571,700 | 571,700 | 571,700 |
| | 攻、日本史研究学 | | | | | |
| | 域考古学・文化遺 | | | | | |
| | 産専攻 | | | | | |
| | 人文学科人間研究 | 春学期授業料 | 560,900 | 560,900 | 560,900 | 560,900 |
| | 学域哲学・倫理学 | 秋学期授業料 | 560,900 | 560,900 | 560,900 | 560,900 |
| | 専攻、日本文学研 | | | | | |
| | 究学域、日本史研 | | | | | |
| | 究学域日本史学専 | | | | | |
| | 攻、東アジア研究 | | | | | |
| | 学域、国際文化学 | | | | | |
| | 域、国際コミュニ | | | | | |
| | ケーション学域、 | | | | | |
| | 言語コミュニケー | | | | | |
| | ション学域 | | | | | |
| 理 | 数理科学科 | 春学期授業料 | 757,000 | 757,000 | 757,000 | 757,000 |
| 工 | | 秋学期授業料 | 757,000 | | 757,000 | 757,000 |
| 学 | 物理科学科、電気 | 春学期授業料 | 785,400 | | | 785,400 |
| 部 | | 秋学期授業料 | 785,400 | | | 785,400 |
| | 情報工学科、機械 | | , | | , | , 0 |
| | | <u> </u> | <u> </u> | <u> </u> | | |

| | 工学科、ロボティ | | | | | |
|---|----------------------|-------------------|---------|---------|---------|------------|
| | クス学科、環境都 | | | | | |
| | 市工学科および建 | | | | | |
| | 築都市デザイン学 | | | | | |
| | 料 | | | | | |
| 国 | 国際関係学科 | | C22 200 | 622 800 | 622 800 | C22 200 |
| 際 | | | 633,800 | | , | 633,800 |
| | | 秋学期授業料 | 633,800 | 633,800 | 633,800 | 633,800 |
| 関 | | | | | | |
| 係 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 | アレケケ イソ シム イソ | 丰宏和逐渐加 | | | ~~ | ~ ~ |
| 政 | 政策科学科 | 春学期授業料 | 584,700 | | | 584,700 |
| 策 | | 秋学期授業料 | 584,700 | 584,700 | 584,700 | 584,700 |
| 科 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 | It in many the | de Me Halle Medal | | | | |
| 情 | 情報理工学科 | 春学期授業料 | 785,400 | 785,400 | 785,400 | 785,400 |
| 報 | | 秋学期授業料 | 785,400 | 785,400 | 785,400 | 785,400 |
| 理 | | | | | | |
| 工 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| 映 | 映像学科 | 春学期授業料 | 930,800 | 930,800 | 930,800 | 930,800 |
| 像 | | 秋学期授業料 | 930,800 | 930,800 | 930,800 | 930,800 |
| 学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| 生 | 応用化学科、生物 | 春学期授業料 | 800,900 | 800,900 | 800,900 | 800,900 |
| 命 | 工学科、生命情報 | 秋学期授業料 | 800,900 | 800,900 | 800,900 | 800,900 |
| 科 | 学科、生命医科学 | | | | | |
| 学 | 科 | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| ス | スポーツ健康科学 | 春学期授業料 | 609,500 | 609,500 | 609,500 | 609,500 |
| ポ | 科 | 秋学期授業料 | 609,500 | 609,500 | 609,500 | 609,500 |

| 1 | l | 1 | | | ı ı | į |
|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| _ | | | | | | |
| ツ | | | | | | |
| 健 | | | | | | |
| 康 | | | | | | |
| 科 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| | | 春学期授業料 | 905,400 | | | 905,400 |
| 学 | | 秋学期授業料 | 905,400 | 905,400 | 905,400 | 905,400 |
| 部 | | | | | | |
| | | 春学期授業料 | 603,300 | | | 603,300 |
| 合、 | | 秋学期授業料 | 603,300 | 603,300 | 603,300 | 603,300 |
| 心 | | | | | | |
| 理 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 食 | 食マネジメント学 | 丰 | 600 000 | 600 000 | 600 000 | 600 000 |
| | | | 608,200 | | | 608,200 |
| マネ | 77 | 秋学期授業料 | 608,200 | 608,200 | 608,200 | 608,200 |
| ジジ | | | | | | |
| X | | | | | | |
| ン | | | | | | |
| - | | | | | | |
| 学 | | | | | | |
| 部 | | | | | | |
| グ | グローバル教養学 | 春学期授業料 | 1,150,000 | 1,150,000 | 1,150,000 | 1,150,000 |
| 口 | | 秋学期授業料 | 1,150,000 | | | 1,150,000 |
| _ | | | | | | |
| バ | | | | | | |
| ル | | | | | | |
| 教 | | | | | | |
| 養 | | | | | | |
| 学 | | | | | | |

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3-1-2 (6年制の授業料)

(第62条の4関連)

(単位:円)

| 学部 | 学科 | 費目 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 | 6年次 |
|-----|-----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | | | | | | | (注1) |
| 薬学部 | 薬学科 | 春学期授 | 1,123,400 | 1,173,400 | 1,173,400 | 1,173,400 | 1,173,40 | 1,173,40 |
| | | 業料 | | | | | 0 | 0 |
| | | 秋学期授 | 1,173,400 | 1,173,400 | 1,173,400 | 1,173,400 | 1,173,40 | 1,173,40 |
| | | 業料 | | | | | 0 | 0 |

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表4-1 (在籍料)

(第62条の6関連)

(単位:円)

| 学部および学科等 | 金額 |
|----------|---------------|
| 全学部 | 5,000 (学期につき) |

納付金等別表4-2 (特別在学料)

(第62条の7関連)

(単位:円)

| 学部および学科等 | 金額 |
|----------|--------------|
| 全学部 | 5,000(学期につき) |

納付金等別表5-1 (科目等履修料)

(第64条関連)

(単位:円)

| 区分 | 金額 |
|-------------------------|----------------|
| 法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際 | 21,800(1単位につき) |
| 関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学 | |
| 部および総合心理学部の科目 | |
| 理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 | 32,000(1単位につき) |
| 部の専門科目 | |
| 理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 | 21,800(1単位につき) |

| 部の専門科目以外の科目 | |
|---------------------------|----------------------|
| 佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校 | プログラム初年度~2年度 271,800 |
| 教諭免許状(理科)取得のためのプログラムとして | (年額) |
| 指定した授業科目(履修科目一括)(理工学部) | プログラム3年度 270,400(年額) |
| 佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校 | プログラム初年度~2年度 282,800 |
| 教諭免許状(理科)取得のためのプログラムとして | (年額) |
| 指定した授業科目(履修科目一括)(生命科学部) | プログラム3年度 280,300(年額) |
| 佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校 | プログラム初年度~2年度 203,600 |
| 教諭免許状 (保健体育) 取得のためのプログラムと | (年額) |
| して指定した授業科目(履修科目一括) | プログラム3年度 202,200(年額) |
| Study in Kansai Program | 378,700(学期につき) |

納付金等別表5-2 (聴講料)

(第64条の2関連)

_____(単位:円)

| 区分 | 金額 |
|-------------------------|----------------|
| 法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際 | 12,900(1単位につき) |
| 関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学 | |
| 部および総合心理学部の科目 | |
| 理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 | 19,100(1単位につき) |
| 部の専門科目 | |
| 理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 | 12,900(1単位につき) |
| 部の専門科目以外の科目 | |

納付金等別表5-3 (特別履修料)

(第64条の4関連)

(単位:円)

| 学部および学科等 | 金額 |
|----------|----------------|
| 全学部 | 378,700(学期につき) |

変更事項を記載した書類

下記のとおり立命館大学学則の一部変更を行う。

1. 変更理由

映像学部映像学科の入学定員、収容定員の変更に伴う変更

2. 具体的変更内容

入学定員および収容定員の変更(第5条)

以上

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | | | |
|-------------|------|---------------|---------------|----------------|----------------|------|--|--------|-----|----------------|--------|
| 第1条~第4条(省略) | | | | 第1条 | 第1条~第4条(現行どおり) | | | | | | |
| | 学定員お | | 容定員) 官員、編 | 1 兴安县 | ナントッド | | (入学定員および収容定員) 第5条 本大学の入学定員、編入学定員および | | | | |
| | | | E貝、編』 こおりと | | んよい | | 本人子 定員は、 | | | | わよい |
| 学部 | 学 | 科 | 入学定 | 3年次編 | 収容定 | 学部 | 学 | 科 | 入学定 | 3年次編 | 収容定 |
| | | | 員 | 入学定 員 | 員 | | | | 員 | 入学定 員 | 員 |
| 法学部 | 法学科 | | 720 | | 2,880 | 法学部 | 法学科 | | 720 | | 2,880 |
| 経済学 部 | 経済学科 | 斗 | 760 | | 3,040 | 経済学部 | 経済学科 | 経済学科 | | | 3,040 |
| | 経営学科 | <u></u> | 650 | | 2,600 | | 経営学科 | 経営学科 | | | 2,600 |
| 部 | 国際経営 | 営学科 | 145 | | 580 | 部 | 国際経営 | 学科 | 145 | | 580 |
| | 計 | | 795 | | 3,180 | | 計 | | 795 | | 3,180 |
| 産業社 | 現代社 | 現代社 | 760 | | 3,040 | 産業社 | 現代社 | 現代社 | 760 | | 3,040 |
| 会学部 | 会学科 | 会専攻 | | | | 会学部 | 会学科 | 会専攻 | | | |
| | | メディ | | | | | | メディ | | | |
| | | ア社会 | | | | | | ア社会 | | | |
| | | 専攻 | | | | | | 専攻 | | | |
| | | スポー | | | | | | スポー | | | |
| | | ツ社会 | | | | | | ツ社会 | | | |
| | | 専攻 | | | | | | 専攻 | | | |
| | | 人間福 | | | | | | 人間福 | | | |
| | | 祉専攻 | | | | | | 祉専攻 | | | |
| | | 子ども | 50 | | 200 | | | 子ども | 50 | | 200 |
| | | 社会専 | | | | | | 社会専 | | | |
| | | <u>攻</u> 計 | 810 | | 2 0 40 | | | 攻 計 | 010 | | 9 9 40 |
| 文学部 人文学科 | | 1,035 | | 3,240 4,140 | 文学部 | | r | 1,035 | | 3,240 4,140 | |
| | 電気電子 | | 1,055 | 12 | | 理工学 | 人 | | | | |
| 部 | 機械工学 | | 173 | | | 部 | 機械工学科 | | 173 | | |
| 環境都市工学科 | | 166 | | | | 環境都市 | | | | 672 | |

| | ロボティクス学 | 90 | 6 | 372 |
|-------------------|---------|------------|----|-------|
| | 科 | | | |
| | 数理科学科 | 97 | | 388 |
| | 物理科学科 | 86 | 2 | 348 |
| | 電子情報工学科 | 102 | 8 | 424 |
| | 建築都市デザイ | 91 | 4 | 372 |
| | ン学科 | | | |
| | 計 | 959 | 46 | 3,928 |
| 国際関 | 国際関係学科 | 335 | 0 | 1,340 |
| 係学部 | アメリカン大 | 25 | | 100 |
| | 学・立命館大学 | | | |
| | 国際連携学科 | | | |
| | 計 | 360 | | 1,440 |
| 政策科 | 政策科学科 | 410 | | 1,640 |
| 学部 | | | | |
| 情報理 | 情報理工学科 | 475 | 40 | 1,980 |
| 工学部 | | | | |
| 映像学 | 映像学科 | <u>160</u> | | 640 |
| 部 | | | | |
| 薬学部 | 薬学科 | 100 | | 600 |
| | 創薬科学科 | 60 | | 240 |
| | 計 | 160 | | 840 |
| 生命科 | 応用化学科 | 111 | | 444 |
| 学部 | 生物工学科 | 86 | | 344 |
| | 生命情報学科 | 64 | | 256 |
| | 生命医科学科 | 64 | | 256 |
| | 計 | 325 | | 1,300 |
| スポー | スポーツ健康科 | 235 | | 940 |
| ツ健康 | 学科 | | | |
| 科学部 | | | | |
| 総合心 | 総合心理学科 | 280 | Ţ | 1,120 |
| 理学部 | | | | |
| ー 食マネ | 食マネジメント | 320 | | 1,280 |
| ジメン | 学科 | | | |
| ト学部 | | | | |
| _ <u>_</u> グロー | グローバル教養 | 100 | | 400 |

| | ロボティクス学 | 90 | 6 | 372 |
|-----|---------|-----|----|----------------|
| | 科 | | | |
| | 数理科学科 | 97 | | 388 |
| | 物理科学科 | 86 | 2 | 348 |
| | 電子情報工学科 | 102 | 8 | 424 |
| | 建築都市デザイ | 91 | 4 | 372 |
| | ン学科 | | | |
| | 計 | 959 | 46 | 3,928 |
| 国際関 | 国際関係学科 | 335 | 0 | 1,340 |
| 係学部 | アメリカン大 | 25 | | 100 |
| | 学・立命館大学 | | | |
| | 国際連携学科 | | | |
| | 計 | 360 | | 1,440 |
| 政策科 | 政策科学科 | 410 | | 1,640 |
| 学部 | | | | |
| 情報理 | 情報理工学科 | 475 | 40 | 1,980 |
| 工学部 | | | | |
| 映像学 | 映像学科 | 240 | | 960 |
| 部 | | | | |
| 薬学部 | 薬学科 | 100 | | 600 |
| | 創薬科学科 | 60 | | 240 |
| | 計 | 160 | | 840 |
| 生命科 | 応用化学科 | 111 | | 444 |
| 学部 | 生物工学科 | 86 | | 344 |
| | 生命情報学科 | 64 | | 256 |
| | 生命医科学科 | 64 | | 256 |
| | 計 | 325 | | 1,300 |
| スポー | スポーツ健康科 | 235 | | 940 |
| ツ健康 | | | | |
| 科学部 | | | | |
| | 総合心理学科 | 280 | | 1,120 |
| 理学部 | | 200 | | _,_ _ 0 |
| | 食マネジメント | 320 | | 1,280 |
| ジメン | | 320 | | 1,200 |
| ト学部 | | | | |
| | グローバル教養 | 100 | | 400 |

| バル教 学科 養学部 合計 <u>7,904</u> 86 <u>31,988</u> | バル教 学科 養学部 合計 <u>7,984</u> 86 <u>32,308</u> |
|---|---|
| 第6条~第72条(省略) | 第6条~第72条(現行どおり) |
| 附 則(省略)。 | 附則(2023年1月27日 映像学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更) 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。 学部 学科 2024年度2025年度2026年度映像学部 映像学科 720 800 880収容定員の合計 32,068 32,148 32,228 |
| 納付金等別表1~納付金等別表5一3(省略) | 納付金等別表1~納付金等別表5一3(現行ど |

おり)